

■15 制服・作業服等

参考となる環境ラベル等:

エコマーク



*エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています(条件あり)。

エコ・ユニフォームマーク



*エコ・ユニフォームマーク貼付品は、グリーン購入法に適合しています(令和7年度基準)。

■特定調達品目及びその判断の基準

制服 作業服 帽子	<p>○基準値1は1及び2~7のいずれかを満たすこと。基準値2は2~7のいずれかを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。 イ. 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 2. 再生PET樹脂由来ポリエステル繊維を、繊維部分重量比で50%以上使用 3. 故繊維由来ポリエステル繊維を、繊維部分重量比で10%以上使用 4. 故繊維由来ポリエステル繊維を除く、繊維製品由来の繊維が繊維部分重量比で5%以上使用 5. 再生PET樹脂由来ポリエステル繊維をポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ再生利用繊維をポリエステル以外の繊維部分重量比で5%以上使用 6. 植物由来合成繊維を繊維部分重量比で30%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率12%以上 7. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
靴	<p>○基準値1は1及び2~7のいずれかを満たすこと。基準値2は2~7のいずれかを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。 イ. 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 2. 再生PET樹脂由来ポリエステル繊維を、甲材の繊維部分重量比で50%以上使用 3. 故繊維由来ポリエステル繊維を、甲材の繊維部分重量比で10%以上使用 4. 故繊維由来ポリエステル繊維を除く、繊維製品由来の繊維が甲材の繊維部分重量比で5%以上使用 5. 再生PET樹脂由来ポリエステル繊維を甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ再生利用繊維をポリエステル以外の甲材繊維部分重量比で5%以上使用 6. 植物由来合成繊維を甲材の繊維部分重量比で30%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率12%以上 7. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

■配慮事項

<共通>

- 環境配慮設計がなされていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていこと。

<靴>

- 甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 令和7年度までは制服・作業服、帽子及び靴については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象であったが、令和8年度以降は繊維を使用している製品が対象。
- 靴に係る「甲材」とは、JIS S 5040(革靴)の付表1「各部の名称」のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲及びバックステーの部分に該当する部位材料をいう。

【基準の解説】

- 配合率基準値は、繊維部分全体重量比とする。繊維部分全体重量とは、製品全体重量から、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸、芯地等の付属品の重量を除いたものをいう。
- 再生プラスチックや植物を原料とする合成繊維、故繊維で作られた付属品については、配合率算出の際の分母・分子に加えてもよい。
- 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料混合時に投入量に応じてバイオマス特性を割り当てる「マスバランス方式」を含み、この方式を用いる場合は、独立認証機関の基準に基づき第三者によるサプライチェーンのトレーサビリティ認証が必要となる。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維は、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。
- 「植物を原料とする合成繊維(植物由来合成繊維)」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。
- 「回収システムの保有」とは、メーカーや販売者が回収ルートを構築しており、製品やカタログ等に回収に関する情報提供がされていることをいう。
- 環境配慮設計がなされていることとは、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされていることをいう。

【試験・検証方法】

- バイオベース合成ポリマー含有率は、ISO16620-2又はASTM D 6866に規定される¹⁴C法によるバイオベース炭素含有率の値及び成分組成を用い、ISO16620-3に規定される方法により算出すること。

【経過措置】

- 制服、作業服、帽子、靴の基準値2については、令和8年度は経過措置が適用され、令和7年度基準で適合する。基準値1は、経過措置は設定していないため、令和8年度から適用される。

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク(No.103「衣服 ver.3.0」)の認定基準を満たす制服・作業服・帽子は、グリーン購入法に適合している。
- エコマーク(No.143「靴・履物 Ver.1」B. ゴム製・プラスチック製・繊維製靴の認定基準を満たす靴のうち、甲部に繊維を使用した製品は、グリーン購入法に適合している。
- PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル推奨マーク」は再生PET樹脂が25%以上原料として使用されていることが要件であり、グリーン購入法に適合(令和7年度基準)している。

- 日本被服工業組合連合会「エコ・ユニフォームマーク」がついたものは、グリーン購入法に適合している（令和7年度の判断の基準に適合）。

【参考情報】

- 繊維製品の環境配慮設計ガイドライン（令和6年3月） 経済産業省
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/20240329-2.pdf
- エコマーク事務局（エコマーク認定商品検索サイト）
<https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- 日本被服工業組合連合会「エコ・ユニフォームマーク」
<http://nippiren.com/eko-mark.shtml>
- 家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程の改正について
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/information/operation/assets/representation_cms219_240820_01.pdf

調達実績のカウントに係る留意点

- 制服・作業服、帽子及び靴については、ポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まない製品も、繊維が使用されている製品は令和8年度からは集計の対象となる。靴は甲材に繊維が使用されている製品が対象。
- 2段階基準が設定されているため、基準値1、基準値2それぞれの基準を満たすものをカウントする。

調達のポイント

- 「エコマーク」のついた製品を調達しましょう。
- 制服・作業服のクリーニング等を行う場合には、JIS L 0001:日本産業規格「繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法」に基づく表示を十分確認し、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択しましょう。

■16 インテリア・寝装寝具

参考となる環境ラベル等

エコマーク



*エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています。

PETボトルリサイクル推奨マーク



*上記マーク製品は、再生PET樹脂25%以上の基準を満たしています。

フレームマーク



*上記マーク製品は、グリーン購入法に適合しています。

衛生マットレス



*上記マーク製品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

カーテン 布製ブラインド	<p>○基準値1は1及び3~6のいずれかを満たすこと。基準値2は2~6のいずれかを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 2. 再生PET樹脂配合率が、繊維部分重量比で10%以上かつ回収・再使用・リサイクルされるためのシステムの保有 3. 再生PET樹脂由来ポリエチル繊維を、繊維部分重量比で25%以上 ※ポリエチルが繊維重量の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエチル繊維重量比50%以上 4. 故繊維由来ポリエチル繊維が、繊維部分重量比で10%以上 5. 植物を原料とする合成繊維が、繊維部分重量比25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 6. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
金属製ブラインド	明度L*値が70.0以下の場合、日射反射率が40.0%以上、70.0を超え、80.0以下の場合は50.0%以上、80.0を超える場合は60.0%以上であること
タイルカーペット	<p>○基準値1は1及び2又は3の要件を、基準値2は2又は3の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかの要件を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ア. 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。 イ. 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 2. 未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上(製品全体重量比) 3. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
タフテッドカーペット 織じゅうたん	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上(製品全体重量比) 2. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

ニードルパンチカーペット	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 未利用纖維、故纖維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上(製品全体重量比) 植物を原料とする合成纖維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上(製品全体重量比) エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
毛布	<p>○基準値1は1及び2~4のいずれかを満たすこと。基準値2は2~4のいずれかを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 再生PET樹脂配合率が纖維部分重量比で25%以上 ※ポリエステルが纖維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は纖維部分重量比10%かつ、ポリエステル纖維重量比50%以上 故纖維由来ポリエステル纖維が纖維部分重量比10%以上 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
ふとん	<p>○基準値1は1及び2~4のいずれかを満たすこと。基準値2は2~4のいずれかを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 ふとん側地又は詰物に使用されるポリエステル纖維は、次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 再生PET樹脂配合率が纖維部分重量比50%以上 ※ポリエステルが纖維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は纖維部分重量比10%かつ、ポリエステル纖維重量比50%以上 <ul style="list-style-type: none"> イ. 故纖維由来ポリエステル纖維が纖維部分重量比25%以上 再使用した詰物が80%以上 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
ベッドフレーム	<p>主要材料別の基準を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと。</p> <p>【主要材料がプラスチックの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上 <p>【主要材料が木材の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ※間伐材に係る合法性確認の手続きは、クリーンウッド法の対象物品か否かで異なる。 ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m³h以下 <p>【主要材料が紙の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率50%以上 バージンパルプの合法性の担保
マットレス	<p>○次の1~4の要件又は5の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 次のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> 詰物の再生PET樹脂配合率が纖維部分重量比25%以上 故纖維由来ポリエステル纖維が纖維部分重量比10%以上 植物を原料とする合成纖維が纖維部分重量比25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 フェルトに使用される纖維は未利用纖維又は反毛纖維 ホルムアルデヒドの放出量が75ppm以下

	4. フロン類不使用 5. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
--	-----------------------------------------------

■配慮事項

<カーテン、布製ブラインド、毛布、ふとん>

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 環境配慮設計がなされていること。
- 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。(カーテン、布製ブラインドに適用)
- 可能な限り未利用纖維、反毛纖維が使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<金属製ブラインド>

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<カーペット>

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。(タイルカーペットを除く)
- ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。(タイルカーペットを除く)
- 環境配慮設計がなされていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<ベッドフレーム>

- 修理及び部品交換、耐久性の向上等長期使用可能な設計、分解が容易等再使用、再生利用に配慮された設計であること。
- 長期使用、再生利用に配慮された設計であること。
- 紙、木質の原料として使用される原木は、持続可能な森林から産出されたものであること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること。

<マットレス>

- 長期使用、再生利用に配慮された設計であること。
- 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- カーテン、布製ブラインドについては、ポリエステル纖維又は植物を原料とする合成纖維を使用した製品が対象。
- 毛布は、ポリエステル纖維を使用した製品が対象。
- ふとんは、ポリエステル纖維を使用した製品、又は再使用した詰物を使用した製品が対象。
- ベッドフレームは金属製のものは対象外。また、医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等は除く。
- マットレスは、高度医療に用いるもの等は除く。

【基準の解説】

- 配合率基準値は、纖維部分全体重量比とする。ランナー、フック、ファスナ等の付属品は、重量に含まない。
- カーペット(タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット)に係る再生材料等の配合率基準は、製品全体重量比とする。
- 再生プラスチック、故纖維、植物を原料とする合成纖維で作られた付属品については、再生 PET 樹脂配合率算出の際の分母・分子に加えてよい。

- 回収システムとは、メーカーや販売者が回収ルートを構築しており、製品やカタログ等に回収に関する情報提供がされていることをいう。
- マットレスに係る「フロン類」とは、フロン排出抑制法第2条第1項に定める物質をいう。
- 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料混合時に投入量に応じてバイオマス特性を割り当てる「マスバランス方式」を含み、この方式を用いる場合は、独立認証機関の基準に基づき第三者によるサプライチェーンのトレーサビリティ認証が必要となる。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維は、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。
- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及び14044)、カーボンフットプリントガイドライン(経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、Jクレジット、JCM、地域版Jクレジット等、我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるクレジットを調達し、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガスがオフセットされた製品をいう。適用するクレジットは今後拡大する等の検討を行うこととしている。

【試験・検証方法】

- 金属製ブラインドの日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4にそれぞれ準ずるものとする。

【既存のラベル等との対応】

- PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル推奨マーク」は再生PET樹脂が25%以上原料として使用されていることが要件であり、グリーン購入法に適合している。
- エコマーク認定品はグリーン購入法に適合している。
- ベッドフレームに係る判断の基準④の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。
- 全日本ベッド工業会「フレームマーク」及び「衛生マットレスマーク」のついた製品は、グリーン購入法に適合している。
- JISマークのあるベッドフレーム(JIS S 1102:日本産業規格「住宅用普通ベッド」)は、上記ホルムアルデヒド放散速度の基準を満たしている。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル推奨マーク」について
→ <https://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/>
- 全日本ベッド工業会「衛生マットレス基準」
→ <https://www.zennihon-bed.jp/health-mattress.html>
- 全日本ベッド工業会「フレーム環境基準」
→ <https://www.zennihon-bed.jp/frame-standard/>

調達実績のカウントに係る留意点

- カーテン・布製ブラインドについては、ポリエスチル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの(例:綿100%製品)は、グリーン購入法の対象外となる。集計の際の総調達量は、ポリエスチル繊維、又は植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維を含むもののみとなる。
- 2段階基準が適用されるカーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、毛布、ふとんの5品目は、基準値1、基準値2のそれぞれの基準を満たすものをカウントする。

調達のポイント

- 「エコマーク」のついた製品を調達しましょう。
- 全日本ベッド工業会の「衛生マットレス基準」「フレーム環境基準」は、グリーン購入法と整合が図られています。

■17 作業手袋

参考となる環境ラベル等:エコマーク



* エコマーク認定品(NO.103)は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

作業手袋	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生 PET 樹脂配合率が 50%以上 2. 故纖維由来の纖維が 50%以上 3. 未利用纖維が 50%以上 4. 植物を原料とする合成纖維が 25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上 5. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■配慮事項

- 未利用纖維又は反毛纖維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く。)。
- 漂白剤を使用していないこと。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 環境配慮設計がなされていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 主要材料が纖維の製品が対象。革製、ゴム製等の手袋は本項目の対象外とする。

【基準の解説】

- 再生 PET 樹脂等配合率、故纖維由来の纖維配合率、植物を原料とする合成纖維(バイオマスプラスチックを原料とする合纖纖維を含む)の基準値は、製品全体重量比とするが、いずれもすべり止め塗布加工部分は除く。
- バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成纖維は、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。
- 「バイオマスプラスチック」の定義は p12、マスバランス方式の詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- マスバランス方式によりバイオマス由来特性が割り当てられたプラスチックを原料とする場合にあっては、当該割当率をもってバイオベース合成ポリマー含有率に代えて適用する。

【既存のラベル等との対応】

- エコマークとグリーン購入法との関連は、エコマーク事務局の HP を参照。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- 作業手袋については、主要材料が纖維の製品を集計の対象とする。

調達のポイント

- 「エコマーク」のついた製品を調達しましょう。

■18 その他繊維製品

参考となる環境ラベル等

エコマーク



*エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています(条件あり)。

PETボトルリサイクル推奨マーク



*上記マーク品は、再生 PET 配合率 25%以上の判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

集会用テント	<p>○基準値1は1及び2~5のいずれかを満たすこと。基準値2は2~5のいずれかを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 2. 再生 PET 樹脂配合率が繊維部分全体重量比 25%以上 ※ポリエスチルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエスチル繊維重量比 50%以上 3. 故繊維由来のポリエスチル繊維が繊維部分全体重量比 10%以上 4. 植物を原料とする合成繊維が繊維部分全体重量比 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 5. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
ブルーシート	<p>○基準値1は1及び2又は3の要件を満たすこと。基準値2は2又は3を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。 イ. 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 2. 再生ポリエチレンが製品全体重量比で 50%以上使用 3. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
防球ネット	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエスチルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエスチル繊維重量比 50%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収・再使用・リサイクルされるためのシステムの保有 3. 故繊維から得られるポリエスチル繊維が 10%以上 4. 再生ポリエチレンが 50%以上 5. 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 6. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
旗 のぼり 幕(横断幕、懸垂幕)	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエスチルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエスチル繊維重量比 50%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有

	<ol style="list-style-type: none"> 3. 故纖維から得られるポリエステル纖維が 10%以上 4. 植物を原料とする合成纖維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 5. 植物を原料とする合成纖維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 6. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
モップ	<p>【纖維(天然纖維及び化学纖維)を使用した製品については、次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 未利用纖維、リサイクル纖維、その他の再生材料の合計が 25%以上 2. 製品使用後の回収及び再使用のためのシステムの保有 3. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

■配慮事項

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。(集会用テント、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップに適用)
- 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。(防球ネット、旗、のぼり、幕、モップに適用)
- 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。(旗、のぼり、幕に適用)
- 環境配慮設計がなされていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 集会用テントはポリエステル纖維又は植物を原料とする合成纖維を使用した製品が対象。
- ブルーシートはポリエチレンを使用した製品が対象。
- 防球ネットはポリエステル纖維、植物を原料とする合成纖維を使用した製品及びポリエチレンを使用した製品が対象。
- 旗、のぼり、幕については、ポリエステル纖維又は植物を原料とする合成纖維を使用した製品が対象。

【基準の解説】

<共通>

- 原則として配合率基準値は、纖維部分全体重量比とする。ポール等の金属・木質部品等の纖維部分以外は重量に含まない。ブルーシートのみ製品全体重量比とする。
- 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料混合時に投入量に応じてバイオマス特性を割り当てる「マスバランス方式」を含み、この方式を用いる場合は、独立認証機関の基準に基づき第三者によるサプライチェーンのトレーサビリティ認証が必要となる。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成纖維は、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。
- 回収システムとは、メーカー・販売者が回収ルートを構築しており、製品やカタログ等に回収に関する情報提供がされていることをいう。

<モップ>

- 再使用のためのシステムについては、次のア及びイを満たすこと。
 - ア. 回収された製品を再使用すること。
 - イ. 回収された製品のうち再使用できない部分は、マテリアルリサイクル、エネルギーリサイクル又はエネルギー回収すること。

- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 集会用テントに係る「エコマーク認定基準」とは、商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準の4-1-1. (3)①及び②を満たす製品については、集会用テントの判断の基準を満たすものとみなす。
- ブルーシートに係る「エコマーク認定基準」とは、商品類型 No.128「日用品 Version1」に係る認定基準をいう。
- 防球ネット、旗、のぼり、幕の「エコマーク認定基準」とは、商品類型 No.105「工業用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。
- モップの「エコマーク認定基準」とは、商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version3」又は商品類型 No.167「清掃用資材 Version1」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であって「家庭用繊維製品 Version3」に係るエコマーク認定基準の4-1-1. (3)①及び②を満たす製品については、モップの判断の基準を満たすものとみなす。
- 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 配慮事項の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク認定品はグリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル推奨マーク」について
→ <https://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 再生 PET 樹脂の基準を適用する製品については、ポリエチル繊維を含まないもの(例えば綿 100%の製品)は、グリーン購入法の対象外となります。

調達のポイント

- 「エコマーク」のついた製品を調達しましょう。

※次頁の表「繊維製品に係る判断の基準等の見直し概要(制服・作業服等を除く)」に係る詳細説明

1:判断の基準に係る各列の見出しあは以下のとおり(各セル①～⑥及びア・イは判断の基準の番号・記号)

- 「2段階基準」は2段階の基準の設定の有(○)無(ー)を示す
- 基準値1の「CFP」はカーボンフットプリントの算定・開示を設定した品目、「回収」は回収及び再使用又は再生利用システムの構築を設定した品目であり OR 項目
- 「エコマーク」はエコマーク認定基準又は同等である旨を設定(併記)した品目

注2:判断の基準の「基準値2又は他の判断の基準」の列は主に再生材などの配合率、当該品目個別の基準等

- 再生材料などの配合率は原則として繊維部分全体重量に占める割合(製品全体重量比はその旨記載)

注3:配慮事項に係る各列の見出しあは以下のとおり(各セルの①～⑤は配慮事項の番号)

- 「CFP」はカーボンフットプリントの算定・開示を設定した品目、「回収システム」は回収及び再使用又は再生利用システムの構築を設定した品目、「環境配慮設計」は「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」を参考とした取組(マットレスは当該品目に対応した配慮の取組)を設定した品目、「梱包・包装」は製品の包装又は包装における環境負荷低減への配慮を設定した品目
- 「他の配慮事項・備考等」の列は各品目独自に設定した配慮事項又は留意点を記載

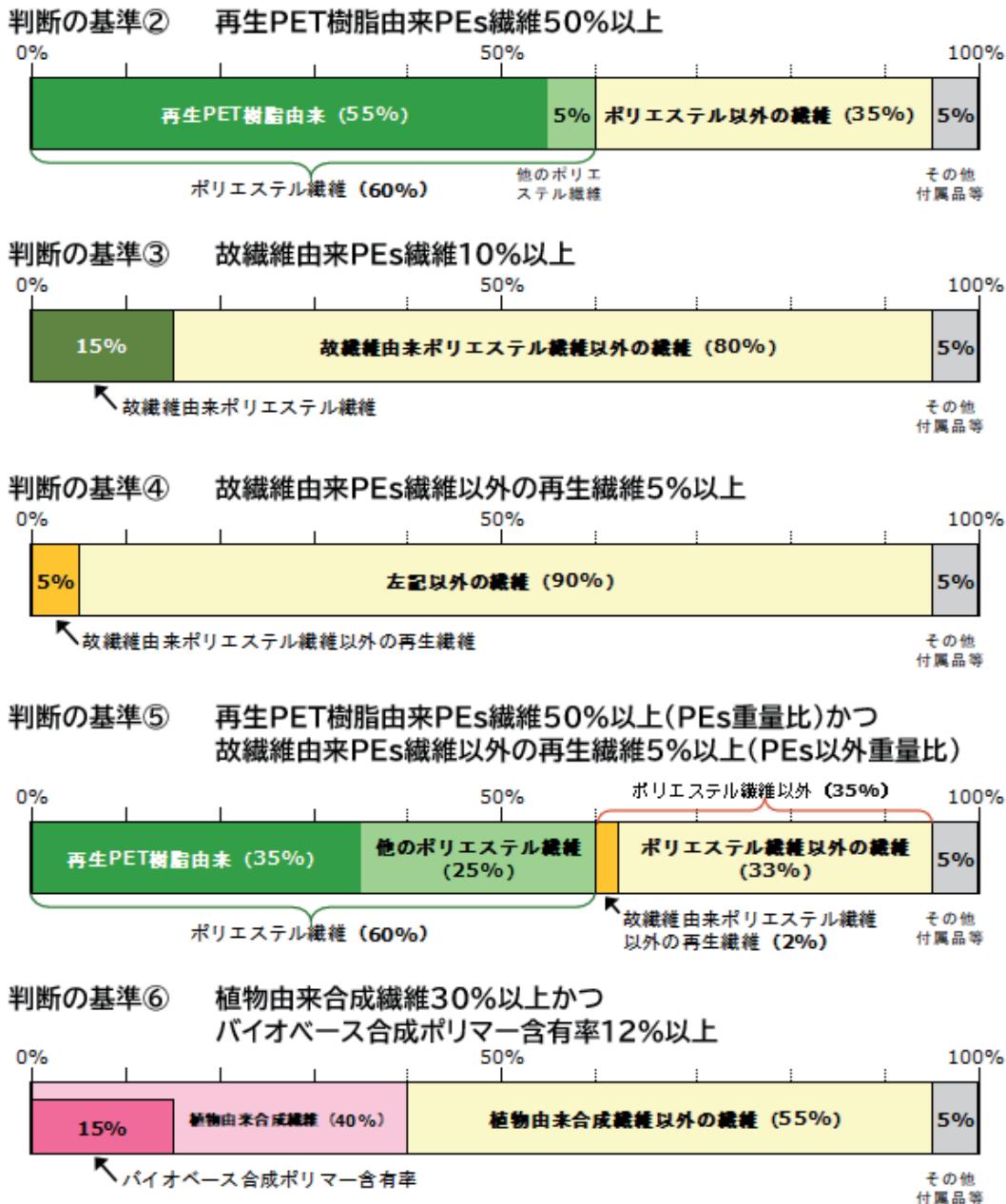
繊維製品に係る判断の基準等の見直し概要(制服・作業服等を除く)

品目	判断の基準					配慮事項				
	2段階基準	基準値1		基準値2又は他の判断の基準	エコマーク	CFP	回収システム	環境配慮設計	梱包・包装	他の配慮事項・備考等
		CFP	回収							
カーテン、布製ブラインド	○	-	①	② 再生PET樹脂由来繊維10%以上かつ回収システム ③ 再生PET樹脂由来繊維25%以上 ④ 故繊維由来繊維10%以上 ⑤ 植物由来合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上	⑥	①	-	②	⑤	③ 臭素系防炎剤の使用削減 ④ 未利用繊維又は反毛繊維の可能な限りの使用
タイルカーペット	○	①ア	①イ	② 未利用繊維、故繊維由来繊維、再生プラスチック、その他再生材の合計が製品全体重量比30%以上	③	-	-	②	③	① カーボン・オフセットされた製品
ニードルパンチカーペット	-	-	-	① 未利用繊維、故繊維由来繊維、再生プラスチック、その他再生材の合計が製品全体重量比25%以上 ② 植物由来合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上	③	①	③	④	⑤	② カーボン・オフセットされた製品
タフテッドカーペット、織じゅうたん	-	-	-	① 未利用繊維、故繊維由来繊維、再生プラスチック、その他再生材の合計が製品全体重量比25%以上	③	①	③	④	⑤	② カーボン・オフセットされた製品
毛布	○	-	①	② 再生PET樹脂由来繊維25%以上 ③ 故繊維由来繊維10%以上	④	①	-	②	④	③ 未利用繊維又は反毛繊維の可能な限りの使用
ふとん	○	-	①	② A. 再生PET樹脂由来繊維が側地・詰物の50%以上 ② B. 故繊維由来繊維が側地・詰物の25%以上 ③ 再使用した詰物が80%以上	④	①	-	②	④	③ 未利用繊維又は反毛繊維の可能な限りの使用
マットレス	-	-	-	① A. 再生PET樹脂由来が詰物の25%以上 ① B. 故繊維由来が詰物の10%以上 ① C. 植物由来合成繊維が詰物の25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ② フルートは未利用又は反毛繊維 ③ ホルムアルデヒド放出量75ppm以下 ④ ウレタンフォームのフロン類の使用禁止	⑤	③	②	①※	④	※ 配慮事項①の環境配慮設計はマットレスに関連する環境配慮項目を設定
作業手袋	-	-	-	① 再生PET樹脂由来繊維50%以上（製品全体重量比。以下同じ） ② 故繊維由来繊維50%以上 ③ 未利用繊維50%以上 ④ 植物由来合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上	⑤	③	-	④	-	① 未利用繊維又は反毛繊維の可能な限りの使用 ② 漂白剤の不使用
集会用テント	○	-	①	② 再生PET樹脂由来繊維25%以上 ③ 故繊維由来繊維10%以上 ④ 植物由来合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上	⑤	①	-	②	③	-
ブルーシート	○	①ア	①イ	② 再生ポリエチレン繊維50%以上（製品全体重量比）	③	-	-	①	②	-
防球ネット	-	-	-	① 再生PET樹脂由来繊維25%以上 ② 再生PET樹脂由来繊維10%以上かつ回収・再使用・再生利用システム ③ 故繊維由来繊維10%以上 ④ 再生ポリエチレン繊維50%以上 ⑤ 植物由来合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上	⑥	①	②	③	④	-
旗、のぼり、幕	-	-	-	① 再生PET樹脂由来繊維25%以上 ② 再生PET樹脂由来繊維10%以上かつ回収・再使用・再生利用システム ③ 故繊維由来繊維10%以上 ④ 植物由来合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ⑤ 植物由来合成繊維10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上に加え回収・再使用・再生利用システム	⑥	①	③	④	⑤	② 臭素系防炎剤の使用削減
モップ	-	-	-	① 未利用繊維、故繊維由来繊維、その他再生材の合計が製品全体重量比25%以上 ② 使用済み製品の回収・再使用システム	③	①	②	③	④	-

詳細情報

制服・作業服等に係る判断の基準への適合イメージ(基準値2)

制服・作業服等は、令和8年度の基本方針より2段階の判断の基準が設定されました。以下の図は基準値2への適合イメージです。基準値2に加え、「回収、再使用、再生利用システムの保有」、「定量的環境情報の算定・開示」の両要件を満たすことで基準値1に適合となります。



注:制服・作業服等(制服、作業服、帽子及び靴)に係る判断の基準(基準値2)への適合イメージ

- ✓ 判断の基準の配合率は記載がない場合は付属品重量を除いた「繊維部分全体重量比」であり、上記に示した例はすべて製品全体重量の95%(付属品等の重量を5%)と仮定。ただし、靴は甲部に適用
- ✓ 判断の基準②の例の場合: 再生PET樹脂由来PEs繊維重量/繊維部分全体重量 = $55/95 = 57.9\%$
- ✓ 判断の基準⑤の例の場合: 再生PET樹脂由来PEs繊維重量/PEs繊維重量 = $35/60 = 58.3\%$ かつ
故繊維由来PEs以外再生繊維重量/PEs以外繊維重量 = $2/35 = 5.7\%$

■19 設備

□太陽光発電システム

■特定調達品目及びその判断の基準

太陽光発電システム	1. 太陽電池モジュールのセル実効変換効率が、次の区分ごとの基準値以上
	シリコン単結晶系太陽電池 16.0%
	シリコン多結晶系太陽電池 15.0%
	シリコン薄膜系太陽電池 8.5%
	化合物系太陽電池 12.0%
	2. 太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報のウェブサイト等による開示 ※基本方針表2に記載
	3. 発電電力量等が確認できること
	4. 太陽電池モジュールは公称最大出力の80%以上を最低10年間維持するよう設計・製造
	5. パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の90%以上を5年以上維持するよう設計・製造
	6. 太陽電池モジュールに係るエネルギーペイバックタイムが3年以内
	7. 太陽電池モジュールは、環境配慮設計の事前評価が行われ、内容が確認できること *太陽電池モジュールの表3は基本方針の「太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等」の表を指します。
	8. 修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計

■配慮事項

- 分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
- 来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。
- 設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。
- 特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。
- 太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。
- 重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 太陽光発電システムは、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムを対象とする。

【基準の解説】

- 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960:日本産業規格「太陽光発電用語」において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

セル実効変換効率 = モジュールの公称最大出力 / (太陽電池セルの合計面積 × 放射照度)
 太陽電池セルの合計面積 = 1セルの全面積 × 1モジュールのセル数
 放射照度 = 1,000W/m²
 ※1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。
- 長期使用が可能となる設計とは、自社の従来同等製品と比較して部品・材料の耐久性の向上、消耗品や部品の交換性の向上、保守・修理の容易化を図るものであるが、従来機と比較が困難な架台等は評価から除く。

【試験・検証方法】

- パワーコンディショナの「定格負荷効率」「部分負荷効率」はJIS C 8961:日本産業標準規格「太陽光発電用パワーコンディショナの効率測定方法」に準拠して算出する。
- 太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認証については、JIS C 61215-1、JIS C 61215-2、JIS C 61730-1、JIS C 61730-2に加え、セルの形式に合わせてJIS C 61215-1-1～JIS C 61215-1-4のうち一つに準拠するものとする。

【既存のラベル等との対応】

- エコマークでは、住宅用太陽光発電システム、構成部品としての太陽電池モジュール、パワーコンディショナのみを対象としている。

【参考情報】

- (一社)太陽光発電協会(太陽光発電の基礎知識や、設計・施工のポイント等の情報を掲載)
 → <https://www.jpea.gr.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 当該年度における基準を満たす物品の総設備容量とする(年間発電量ではないので注意)。
 <参考>一般的には、システム量を1,000倍した数字が年間の発電量の概算となる。設備容量が3kWのシステムでは、年間約3,000kWhの発電量となる。

調達のポイント

- 関係府省においては、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和7年2月18日閣議決定)において、2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指すとされていることを踏まえ、グリーン購入法の判断の基準を満たした太陽光発電システムを積極的に導入しましょう。
- 発電量の適正な把握・管理のため、調達時に確認した機器情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管しましょう。
- 太陽光発電システムの導入に当たっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討しましょう。また、更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化の観点から蓄電システムの積極的な導入に努めましょう。
- 太陽光発電システムによる長期安定的かつ効率的な発電が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施し、必要に応じ、設備の更新(リパワリングを含む)について検討しましょう。
- 太陽光発電システムは、メーカーによって太陽電池の種類自体が異なり、同じ種類の太陽電池でも効率や形状などが異なります。設置に当たっては、太陽電池の特性、設置面積や設置条件等を勘案し、価格と発電効率、保証内容等を総合的に比較検討することが重要です。
- 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、再使用、再生利用に努めましょう。また、再使用、再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、適正な処理を行うことが必要です。

- 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、再使用、再生利用に努めましょう。また、再使用、再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、適正な処理を行うことが必要です。
- 一般社団法人太陽光発電協会ホームページには公共・産業施設への導入手順等の情報が掲載されています。

参考

太陽電池モジュールの種類と特徴について

太陽電池モジュールは、研究開発段階のものを含めて多くの種類がありますが、実用化されているものとしては「シリコン系(結晶系、薄膜系)」「化合物系(CIS系、CdTe系)」に大別することができます。研究段階のものとしては、「化合物系(Ⅲ-V族系)」「有機系(色素増感、有機薄膜)」があります。設置条件、特徴を踏まえて、設置することが重要です。

実用化されている太陽電池モジュールの種類と特徴

種類			特徴
シリコン系	結晶系	単結晶	160~200 μm 程度の薄い単結晶シリコンの基板を用いる。シリコンの原子が規則正しく配列した構造で、変換効率が高い。製品の歴史が長く、豊富な実績を持っている。 モジュール変換効率:15~20% 特長:性能・信頼性 課題:低コスト化
	結晶系	多結晶	小さい結晶が集まった多結晶の基板を使用。単結晶に比べて変換効率は低いが安価に製造ができる。 モジュール変換効率:15~18% 特長:単結晶より安価 課題:単結晶より効率が低い
	薄膜系		アモルファス(非晶質)シリコンや微結晶シリコン薄膜を基板上に形成。薄くても発電可能。 モジュール変換効率:6~7%(アモルファス)、8~10%(多接合) 特長:大面積で量産可能 課題:効率が低い
化合物系	CIS 系		銅・インジウム・セレン等を原料とする薄膜型 モジュール変換効率:11~18% 特長:省資源・量産可能・高性能の可能性 課題:インジウムの資源量
	CdTe 系		カドミウム・テルルを原料とする薄膜型 モジュール変換効率:11~14% 特長:省資源・量産可能・低コスト 課題:カドミウムの毒性

出典:NEDO「再生可能エネルギー技術白書(第2版)」、一般社団法人太陽光発電協会「太陽光発電システムの設計と施工(改訂4版)」に基づき作成

□太陽熱利用システム

参考となる環境ラベル等: エコマーク



*エコマーク(No.154)認定品は、グリーン購入法に適合しています(一部製品を除く)。

JIS



*JISマーク製品は、日集熱効率の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

太陽熱利用
システム

次の1及び2の要件、又は3を満たすこと。

1. 日集熱効率が下記の該当する要件を満たすこと。

集熱器の区分		日集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2
液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上
	真空ガラス管形	50%以上	40%以上
空気	平板形	40%以上	30%以上
		透過体なし	—
太陽光発電機能付き	—	—	10%以上

※空気集熱式の集熱器であって平板形透過体なしのもの及び太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値2のみとする。

2. 集熱器及び周辺機器に関する必要な表2の情報の開示

3. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

■配慮事項

- 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
- 集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。
- アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。
- 重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用システムが対象。

【基準の解説】

- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び 14044)、カーボンフットプリント ガイドライン(経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

【試験・検証方法】

- 「日集熱効率」とは、集熱器の1日の単位面積当たりの集熱量(集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が 10K かつ日射量が 20,000kJ/(m²・日)であるときの値を JIS A4112 に準拠して

算出したものを、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの1日の積分値で除した値をいう。

【既存のラベル等との対応】

- JIS A 4112:2020 で規定される「太陽集熱器」に適合する太陽熱利用システムは、日集熱効率の基準を満たす。
- エコマーク認定品(No.154)のうち、液体/空気集熱式集熱器を有するものは、判断の基準に適合している。エコマーク認定基準の日集熱効率はグリーン購入法の基準値2に対応する。

【参考情報】

- (一社)ソーラーシステム振興協会(Q&A に太陽熱利用システムに関する説明を掲載)
→ <https://www.ssda.or.jp/>
- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- 当該年度における基準を満たす物品の総集熱面積とする。
- 太陽熱利用システムは、「基準値1」により発注したシステムと「基準値2」により発注したシステムを分けてカウントする。

調達のポイント

- 集熱量の適正な把握・管理のため、調達時に確認した機器情報を、設備を廃棄するまで管理・保管しましょう。
- 長期安定的かつ効率的な利用が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施し、必要に応じ、設備の更新について検討を行いましょう。
- 使用済みのシステムを撤去・廃棄する場合は、部品等の再使用又は再生利用に努めましょう。

□地中熱利用システム

■特定調達品目及びその判断の基準

地中熱利用システム	地中熱(地下水熱を含む。)を利用する設備であり、暖気・冷気、温水・冷水、冷媒、不凍液等によって空気調和・給湯及び融雪を行うものであること。地中熱設備整備に際し、地下水熱利用を行う場合は、導入場所の地下水採取規制等を遵守の上、適切な設計及び運用を行うこと。
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■配慮事項

- 地下水・地盤環境を継続的にモニタリング可能であること。
- 地中熱利用ヒートポンプシステムの効率(成績係数)が高いこと。
- ライフサイクル全体における環境負荷の低減を考慮していること。

■解説

【参考情報】

- 環境省 地中熱利用システム
→ https://www.env.go.jp/water/jiban/pamph_gh/full_a_2017.pdf

調達実績のカウントに係る留意点

- 当該年度における総調達件数とする。

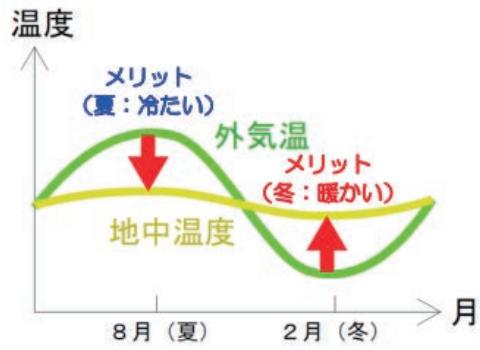
参考

地中熱利用システムについて

1. 地中熱利用システムとは？

地中熱利用システムとは、年間を通じて温度変化の少ない地中の熱エネルギーを取り込み、ヒートポンプで効率的に熱交換することで、冷暖房や給湯に活用する技術です。地中の温度は外気温に比べると年間を通して変化が小さいため、夏は冷熱源、冬は温熱源として、効率的な熱源として利用できます。

また、空気を熱源とする場合とは異なり、外気に排熱することができないため、ヒートアイランド現象の緩和にも貢献できます。主な方式には、クローズドシステム（地中に埋設した熱交換パイプ）とオープンシステム（地下水を利用）があります。地中熱利用システムは、従来の空調に比べてCO₂排出削減、省エネルギー効果、再生可能エネルギーの活用による環境負荷低減が期待できます。



2. 地中熱利用システムの種類

地中熱利用とは、地中を熱源として空調・給湯・融雪等に利用することです。地中熱利用には さまざまな種類があり、ヒートポンプの熱源として利用する方式の他に、地中に埋設した熱交換パイプに外気を導入させて通気する空気循環、地中から伝わる熱を利用する熱伝導、地中と放熱管との間で水や不凍液等を循環させる水循環、冷媒の蒸発と凝縮を繰り返すことで 地中熱を路面へ運ぶヒートパイプという方式があります。2021年度末時点における地中熱の利用方法別累計設置件数では、ヒートポンプを利用した件数が約37%を占めており、続いて、空気循環が約26%、水循環が約25%となっています。

ヒートポンプの内訳では、クローズドループが約83%を占めており、オープンループは約16%となっています。

3. 成績効率(COP)について

地中熱利用ヒートポンプ単体の成績係数(COP)は、次の式で計算します。

$$COP = \frac{\text{地中熱利用ヒートポンプの製造熱量[kWh]}}{\text{地中熱利用ヒートポンプの消費電力量[kWh]}}$$

- * 地中熱利用ヒートポンプ製造熱量[kWh]は瞬時熱量であるヒートポンプ冷房能力 [kW]、または暖房能力 [kW]を時間で積分した積算熱量[kWh]のこと。
- * 循環ポンプなど補機を加えたシステム全体の成績係数を SCOPと呼び、一次側の補機のみの場合と、二次側の補機も加える場合がある。

3. 導入時の留意点

地中熱利用システムを導入する際には、地下水や地盤への影響を最小限に抑えることが重要です。そのため、適切な設置場所の選定や事前の地質調査を確実に実施する必要があります。

また、エネルギー効率の高い(COP の高い)機器を採用するとともに、システム性能を維持するための適切な維持管理を行い、長期的な運用によるエネルギーコストの削減を図ることが求められます。

参考:環境省「地中熱利用にあたってのガイドライン(第4版)」

<https://www.env.go.jp/water/jiban/20230327.html>

□燃料電池

■特定調達品目及びその判断の基準

燃料電池	商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すもの
------	-------------------------------------------------------

■配慮事項

- 分解が容易である等、部品の再使用又は材料の再生利用が容易な設計であること。

■解説

【参考情報】

- 燃料電池実用化推進協議会
→ <https://fccj.jp/jp/aboutfuelcell.html>

調達実績のカウントに係る留意点

- 当該年度における総設備容量(kW)とする。

□生ゴミ処理機

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.125)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器

■配慮事項

- 材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
- 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。
- 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されること。

■解説

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- 生ゴミ処理機は、食堂運営受託者による導入を含めてカウントする。
- 実績集計表へは、「食堂事業者が設置」「自ら設置(購入/リース・レンタル)」に分けて件数を記入する。

調達のポイント

- 可能な場合は、エコマーク認定品(No.125)を調達しましょう。

□エネルギー管理システム

■特定調達品目及びその判断の基準

建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点において可視化できるシステムであること。

■配慮事項

○設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。

調達実績のカウントに係る留意点

- 当該年度に導入するエネルギー管理システムの件数をカウントする。

調達のポイント

- 関係府省においては、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和7年2月18日閣議決定)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和7年2月18日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)において、大規模な庁舎やビルに対して率先してBEMSを導入し、エネルギー消費の見える化と最適化を図ることが求められています。

□節水器具

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.158)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

節水器具

<共通事項>

- 電気を使用しないこと。
- 吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。

<個別事項>

以下の種類ごとの基準を満たすこと。

種類	条件等	吐水流量等の基準
節水コマ	ハンドル開度 120°	20%超 70%以下の吐水流量 (普通コマとの比較)
	ハンドル全開	70%以上 (普通コマとの比較)
定流量弁	ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下	<ul style="list-style-type: none"> 適正吐水流量 8L/分 用途ごとの設置条件の明記 水栓 1 個に対応
泡沫キャップ	ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下	80%以下 (泡沫キャップなし同型との比較)
	ハンドル全開 水圧 0.1MPa	5L/分以上
流量調整弁	ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下	80%以下 (流量調整弁なしの同型との比較)
	ハンドル全開 水圧 0.1MPa	<p>洗面所 : 5L/分 台所・調理場 : 5L/分 シャワー : 8L/分</p> <p>用途ごとの設置条件の明記</p>

■配慮事項

○取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。

○使用用途における従前どおりの使用感であること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 節水、節湯を目的として製作した器具が対象。
- 「節水コマ」は、呼び径 13 の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。既存の水栓のコマとの取替が容易に行えるものであること。

- 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものをいう。
- 「泡沫キヤップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキヤップとする。
- 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであって、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。

【基準の解説】

- 普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
- 「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。

【試験・検証方法】

- 節水コマの吐水流量の試験方法は、JIS B 2061(給水栓)の吐水流量試験に準ずるものとする。

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク認定品(No.158)はグリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- 一般社団法人日本バルブ工業会
→ <https://www.j-valve.or.jp/>
- 節湯水栓、節水水栓について(一般社団法人日本バルブ工業会)
→ <https://j-valve.or.jp/setuyu/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 集計にあたっては、調達個数でカウントする。
- 節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓等は、給水栓としてカウントする。

調達のポイント

- エコマークのついた製品を調達しましょう。
- 節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓等、後付けの器具でなく水栓自体を調達する場合は、給水栓の判断の基準が適用されます。

□給水栓

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No. 157)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

給水栓	次の要件を満たすこと。
	<p style="text-align: center;">給水栓の概要及び判断の基準等の概要</p>
節水コマ内蔵水栓	<p>節水を目的とした節水コマを内蔵した水栓</p> <p>ア. ハンドルを 120 度に開いた場合に普通コマ比で 20%超 70%以下の吐水量</p> <p>イ. ハンドルを全開の場合に普通コマ比で 70%以上の吐水量</p> <p>ウ. 電気を使用しないこと</p>
定流量弁内蔵水栓	<p>弁の入口又は出口側の圧力変化によらず、常に流量を一定に保持する流量弁のうち、流量設定が固定式のものを内蔵した水栓</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧においてハンドル開度全開で適正吐水流量 8L/分以下</p> <p>イ. 水量的に用途に応じた設置できるよう、用途ごとの設置条件を説明書に明記</p> <p>ウ. 電気を使用しないこと</p>
泡沫機能付水栓	<p>水流にエアーを混入することにより節水する水栓</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧においてハンドル(レバー)開度全開で泡沫キャップなしの同型の水栓の 80%以下</p> <p>イ. 水圧 0.1MPa 以上、ハンドル(レバー)開度全開で 5L/分以上の吐水流量</p> <p>ウ. 電気を使用しないこと</p>
時間止め水栓	<p>設定した時間に達すると自動的に止水する水栓</p> <p>ア. 設定した時間に達すると自動的に止水</p> <p>イ. 右の性能を有する (設定時間 - 実時間) / 設定時間 ≤ 0.05</p>
定量止め水栓	<p>設定した所定の水量で自動的に止水する水栓</p> <p>ア. 右の性能を有する (設定止水量 - 実吐水量) / 設定吐水量 ≤ 0.2</p> <p>イ. 電気を使用しないこと</p>
自動水栓(自己発電機構付)	<p>光学式等のセンサー、電磁弁等を組み込み、自動的に開閉する給水栓のうち、自己発電機構により作動するもの</p> <p>ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触で自動で吐水、手を遠ざけた際に自動で止水。止水までの時間は 2 秒以内</p> <p>イ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧で吐水流量が 5L/分以上</p> <p>ウ. 単相交流の外部電源が不要で、自己発電機構を有する</p>

給水栓の種類	給水栓の概要及び判断の基準等の概要
自動水栓 (AC100V タイプ・乾電池式)	光学式等のセンサー、電磁弁等を組み込み、自動的に開閉する給水栓のうち、AC100V 電源又は乾電池により作動するもの ア及びイの要件は自動水栓(自己発電機構付)と同じ
手元止水機構を有する水栓(節湯 A1)	使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる節湯水栓(シャワー部を含む) ア. 吐水切替機能、流量及び温度の調整機能から独立して吐水・止水操作が可能 イ. ボタン、センサー等のスイッチにより使用者の操作範囲内で吐水・止水操作のみが可能
小流量吐水機構を有する水栓 (節湯 B1)	小流量吐水性能を有する節湯水栓(シャワー部を含む)【要件はア又はイいずれか】 ア. 流量中に空気を混入させる構造を持たないものは吐水力 0.6N 以上 イ. 流量中に空気を混入させる構造を持つものは吐水力 0.55N 以上
水優先吐水機構を有する水栓 (節湯 C1)	意図しない操作による湯の使用を削減する節湯水栓【要件はア～ウいずれか】 ア. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造 イ. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平かつレバーハンドルが水平から上方 45 度までの角度で湯が吐出しない構造 ウ. 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造

■配慮事項

- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 各水栓の定義は、上記表の概要のとおり。
- 「節湯水栓」とは、サーモスタッフ湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓又はシングル湯水混合水栓のいずれかであって、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり、湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。
- 「サーモスタッフ湯水混合水栓」とはあらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあった場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓。
- 「ミキシング湯水混合水栓」一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓。
- 「シングル湯水混合水栓」一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓。

【試験・検証方法】

- 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。
- 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。
- 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク認定品 No.157 はグリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- 一般社団法人日本バルブ工業会
→ <https://www.j-valve.or.jp/>
- 節湯水栓、節水水栓について(一般社団法人日本バルブ工業会)
→ <https://j-valve.or.jp/setuyu/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 集計にあたっては、各品目の調達個数でカウントする。

調達のポイント

- エコマークのついた製品を調達しましょう。
- 水道直圧式(瞬間式)のガス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があるため性能に留意して調達しましょう。

詳細情報

節水水栓・節湯水栓について

節水水栓は、都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)に基づき規定された「低炭素建築物認定基準」の「節水に資する水栓」に該当するもので、公益財団法人日本環境協会のエコマーク認定を取得した水栓、または同等以上の節水性能を有する水栓です。

節湯水栓は、「建築物エネルギー消費性能基準」及び「低炭素建築物認定基準」では、シングル湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓、サーモスタット湯水混合水栓のいずれかで、下表の「節湯A1」、「節湯B1」、「節湯C1」のいずれかの種類に当てはまるものとして規定しています。

下表の節湯水栓の給湯量の削減率は、台所・洗面水栓は従来型の吐水量を 6L/分、浴室シャワー水栓は従来型を 10L/分とし、これらとの比較によるものとなっており、「建築物エネルギー消費性能基準」と「一般社団法人日本バルブ工業会自主基準」とでは、対象となる節湯種類及びその定義が異なります。

注:2ハンドル湯水混合水栓は、他の形式に比べ湯温度調整が困難であるために無駄な湯水の消費が増えるとされているため、本基準で対象外とする。

注:各節湯水栓の削減率は、(国研)建築研究所 平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術資料(住宅)における、エネルギー消費性能の算定方法」より引用。

基準名	建築物エネルギー消費性能基準※1	(一社)日本バルブ工業会自主基準※2
節湯水栓の定義	節湯水栓の構造を有するものまたは適合条件を満たすもの	(一社)日本バルブ工業会にて定められた節湯水栓のモニター方法にて、削減基準を満たしているもの
手元止水機構	節湯A1 台所水栓:9%削減 浴室シャワー水栓:20%削減	節湯A 台所水栓:9%削減 浴室シャワー水栓:20%削減
小流量吐水機構	節湯B1 浴室シャワー水栓:15%削減	節湯B 台所水栓:17%削減 浴室シャワー水栓:15%削減
水優先吐水機構	節湯C1 台所水栓:9%削減※3 洗面水栓:9%削減※3	
節湯種類組合せ	節湯A1 節湯B1 浴室シャワー水栓:32%削減	節湯AB 台所水栓:24%削減 浴室シャワー水栓:32%削減
節湯種類組合せ	節湯A1 節湯C1 台所水栓:17%削減※3	
その他組み合わせ削減効果	節湯C1 節湯B 台所水栓:24%削減※3	節湯A1 節湯C1 節湯B 台所水栓:31%削減※3

出典:一般社団法人日本バルブ工業会

□日射調整フィルム・低放射フィルム

参考となる環境ラベル等:



*日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品はグリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

日射調整フィルム	<ol style="list-style-type: none"> 遮蔽係数 0.7 未満かつ可視光線透過率 10%以上 ※可視光線透過率 70%以上の場合は、遮蔽係数 0.8 未満で可とする 熱貫流率 5.9W/m²・K 未満 日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている 貼付前後の環境負荷低減が確認されている ※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要 上記について、ウェブサイト等により容易に確認できる、又は第三者により客観的な立場から審査されている 適切な施工に関する情報の開示
低放射フィルム	<ol style="list-style-type: none"> 可視光線透過率 60%以上 熱貫流率 4.8W/m²・K 未満 低放射性能について、適切な耐候性が確認されている 貼付前後の環境負荷低減が確認されている ※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要 上記について、ウェブサイト等により容易に確認できる、又は第三者により客観的な立場から審査されている 適切な施工に関する情報の開示

■配慮事項

- 遮蔽係数が可能な限り低いものであること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 日射調整フィルムは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 低放射フィルム(断熱フィルム)は、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルムをいう。

【基準の解説】

- 遮蔽係数(SC 値)とは、3mm の透明板ガラスの透過、及び再放射による室内流入熱量を 1.00 として、太陽光線の流入熱量を表す数値。遮蔽係数の数値が低いほど遮蔽効果が高く、夏季の冷房効果が高くなる。
- 可視光線透過率(VLT)とは、人間の目に光として感知できる電磁波が透過する割合をいい、可視光線透過率が高いほど採光性が高くなり室内を明るく保つことができる。反対に透過率が低くなるほど、室内は暗くなり、眩しさ、日差しを緩和する効果がある。
- 熱貫流率(U-Value)とは、内外の温度差を 1 とした場合、面積 1 m²あたり 1 時間にどれだけの熱が

流れるかを示す数値。3mmの透明板ガラスの熱貫流率(5.9)未満であることが要件で、値が低いほど、断熱効果が高く暖房熱の放出を防ぐ。

- 耐候性は、JIS A 5759に規定される試験方法により1,000時間の試験を実施し、日射調整性能については、遮蔽係数の変化が判断の基準①ア(0.7)に示されたものから±0.10の範囲であること、また低放射性能については熱還流率の変化が判断の基準②イ(4.8)に示されたものから±0.40W/(m²·K)の範囲であること。

【試験・検証方法】

- 日射調整フィルムの遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測及び日射調整性能の耐候性の確認は、JIS A 5759:日本産業規格「建築窓ガラス用フィルム」に規定された試験による。

【既存のラベル等との対応】

- 日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品は、グリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- 日本ウインドウ・フィルム工業会 グリーン購入法日射調整フィルムの判断の基準を満たした製品
→ <https://www.windowfilm.jp/winfilm/green.html>

調達実績のカウントに係る留意点

- 基準を満たす物品の総面積(m²)とする。

調達のポイント

- 日射調整フィルムの判断の基準は、冷房負荷低減効果を期待したもの、低放射フィルム(断熱フィルム)は断熱機能を期待したもので、建物の立地条件等を踏まえ、年間を通じた環境負荷低減効果を確認した上で、フィルムの種類を選定することが必要です。
- 遮蔽係数が低いほど遮蔽効果が高く、夏季の冷房負荷低減効果が高くなります。一般的には遮蔽係数が低いほど可視光線透過率も低くなるため部屋が暗くなります。照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高い製品を選択しましょう。
- 熱貫流率の数値が低いほどガラスを伝わって熱が外へ逃げるのを低減する断熱効果があり、暖房の省エネ効果が期待できます。
- ミラータイプのもの(可視光線透過率が低いもの)は、周辺の建物等影響を及ぼすことがあるため注意が必要です。電波遮蔽性能を有するものは、電波遮蔽による影響を考慮した上で調達しましょう。
- 第三者機関(一般財団法人建材試験センター等)により効果が実証されていることを確認しましょう。
- ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム 1・2 級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者に施工を委託しましょう。
- 日本ウインドウ・フィルム工業会HPには、グリーン購入法適合品の一覧が掲載されています。

参考

低放射フィルムとは

低放射フィルムは、遮熱フィルムが持つ遮熱機能に加え、窓から室内の熱を逃がしにくくする断熱機能を合わせ持つ製品です。夏は太陽の日差しを遮蔽して冷房負荷を低減、冬は窓から逃げる室内の熱を少なくすることで窓際の寒さを軽減できることから、年間を通じて冷暖房費の削減ができ省エネ対策と窓際の快適性の向上に役立ちます。



出典:日本ウインドウ・フィルム工業会ホームページ

□テレワーク用ライセンス

■特定調達品目及びその判断の基準

テレワーク用ライセンス	インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。
-------------	--------------------------------------------

■配慮事項

- テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方をいい、勤務場所により、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイル型テレワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス等での勤務)に大別される。

【基準の解説】

- テレワークの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、事務所等において使用するエネルギー等に対し、増加が見込まれる環境負荷としては家庭や拠点施設において使用するエネルギー等があげられ、これらの増減を比較して、環境負荷低減効果を算定することが望ましい。

【参考情報】

- 総務省「テレワークの推進」
→ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/
- 一般社団法人日本テレワーク協会
→ <https://japan-telework.or.jp/>
- JBmia「ニューノーマルの複合機活用」
→ <https://mfd.jbmia.or.jp/newnormal/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 基準を満たす総調達件数(ライセンス数)をカウントする。

調達のポイント

- テレワークの導入前後における環境負荷低減効果の確認は配慮事項となっていますが、導入することによってエネルギー消費等の環境負荷の増大を招かないよう、発注時に十分に検証を行うことが重要です。
- テレワークを導入して効果的な節電を図っていくためには、テレワーク実施と合わせて、各施設や職員等の自宅においても、取組・工夫が求められます。

□Web 会議システム

■特定調達品目及びその判断の基準

- | | |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Web 会議システム | <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。 2. 他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

■配慮事項

- Web 会議システムの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。
- オンライン名刺交換機能が導入できること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 「Web 会議システム」とは、インターネットを介して音声や映像、メッセージなどのコミュニケーション機能及び資料やデスクトップを共有するための機能を統合した、ブラウザで利用できる会議等を行うためのシステムをいう。

【基準の解説】

- Web 会議システムの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、紙資源の削減(ペーパーレス化)等があげられる。

調達実績のカウントに係る留意点

- 基準を満たす総調達件数(システム数)をカウントする。

調達のポイント

- システムの導入にあたって、各機関は、機器の導入に伴うエネルギー使用量の増大、システムの使用頻度、人数、他の機関との相互利用性について検証し、環境負荷増大を招かぬよう留意しましょう。

■20 災害備蓄用品

□飲料水・食料(災害備蓄用品)

■特定調達品目及びその判断の基準

災害備蓄用飲料水	1. 賞味期限に係る次の基準を満たすこと ア. 基準値1は賞味期限が10年以上 イ. 基準値2は賞味期限が5年以上 2. 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
アルファ化米 保存パン、乾パン	1. 賞味期限が5年以上 2. 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
レトルト食品等	1. 賞味期限が5年以上 2. 賞味期限が3年以上かつ容器等の回収 3. 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
栄養調整食品 フリーズドライ食品	1. 賞味期限が3年以上 2. 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載

■配慮事項

<災害備蓄用飲料水>

- 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
- 容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。
- 使用的容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。

<食料>

- 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 飲料水・食料は、災害用に長期保管する目的で調達するものを対象とする。
- 「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。
- 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。

【基準の解説】

- 飲料水・食料については、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等は、製品(個装パッケージ)及び梱包用外箱(段ボール等)に記載されていることとする。ただし、原材料名の記載については、梱包用外箱には適用しない(段ボールには原材料名まで記載する必要はない)。

【参考情報】

- PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル推奨マーク」について
→ <https://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/>
- PETボトルリサイクル推進協議会「推奨マーク認定製品」
→ <https://www.petbottle-rec.gr.jp/product/index.html>
- 公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会
→ <https://www.jca-can.or.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外する。
- 災害備蓄用飲料水は、基準値1、基準値2それぞれの基準を満たした物品をカウントする。

調達のポイント

- 災害備蓄用の飲料水、食料は、保管場所を勘案し、賞味期限内の品質が担保されることを確認した上で、調達を行いましょう。
- ボトル入り飲料水の調達にあたっては、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用について検討しましょう。
- 当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築しましょう。
- 納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討しましょう。

□生活用品・資材(災害備蓄用品)

参考となる環境ラベル等

エコマーク



PETボトルリサイクル推奨マーク



*エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています(毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、備蓄用作業服)。

*上記マーク品は、再生 PET 配合率 25%以上の判断の基準を満たしています(繊維関連製品)。

■特定調達品目及びその判断の基準

毛布 作業手袋 テント ブルーシート	○インテリア寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品の項を参照 ※毛布、作業手袋、テント、ブルーシートについては、令和8年度の基本方針から通常品の判断の基準も変更され、災害備蓄用品の判断の基準と一部異なっている(作業手袋については通常品と同様の基準である)。																							
備蓄用作業服	次のいずれかの要件を満たすこと。 1. 再生プラスチックから得られる合成繊維が繊維部分全体重量比で 50% 以上使用 2. エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること																							
一次電池 (単1形～単4形)	1. アルカリ相当以上のもの(マンガン電池でないもの) (JISマーク製品) 2. 使用推奨期限が 5 年以上																							
非常用携帯燃料	1. 品質保証期限が 5 年以上 2. 名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造社名等の記載																							
携帯発電機	1. 排出ガスがエンジンの種別ごとの下記の基準値以下 ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機(天然ガス又は LP ガスを燃料として使用するものを含む。) <table border="1" data-bbox="425 1432 1410 1702"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排気量の区分</th> <th colspan="2">排出ガス基準値(g/kWh)</th> </tr> <tr> <th>HC+NOx</th> <th>CO</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66cc 未満</td> <td>50</td> <td rowspan="4">610</td> </tr> <tr> <td>66cc 以上 100cc 未満</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>100cc 以上 225cc 未満</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>225cc 以上</td> <td>12.1</td> </tr> </tbody> </table> 備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の G2 モードによる。 イ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機 <table border="1" data-bbox="457 1781 1124 1915"> <thead> <tr> <th colspan="3">排出ガス基準値(g/kWh)</th> </tr> <tr> <th>NMHC+NOx</th> <th>CO</th> <th>PM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5</td> <td>8</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> 備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の D2 モードによる。	排気量の区分	排出ガス基準値(g/kWh)		HC+NOx	CO	66cc 未満	50	610	66cc 以上 100cc 未満	40	100cc 以上 225cc 未満	16.1	225cc 以上	12.1	排出ガス基準値(g/kWh)			NMHC+NOx	CO	PM	7.5	8	0.4
排気量の区分	排出ガス基準値(g/kWh)																							
	HC+NOx	CO																						
66cc 未満	50	610																						
66cc 以上 100cc 未満	40																							
100cc 以上 225cc 未満	16.1																							
225cc 以上	12.1																							
排出ガス基準値(g/kWh)																								
NMHC+NOx	CO	PM																						
7.5	8	0.4																						

	3. 連続運転可能時間が 3 時間以上 (カセットボンベ型は 1 時間以上)
非常用携帯電源	1. 電気容量が 100Wh 以上であること 2. 保証期間または使用推奨期限が 5 年以上であること

■配慮事項

<備蓄用作業服>

- 保管スペースの狭小化のため、製品の小型化及び軽量化等がなされていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<一次電池・非常用携帯燃料>

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<携帯発電機>

- 燃料消費効率が可能な限り高いものであること。
- 使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。
- 製品の小型化及び軽量化が図られていること。
- 製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<非常用携帯電源>

- 分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- ・ 備蓄用作業服は、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品を対象とし、災害時において作業時に着用することにより安全を確保することを目的として備蓄するものであって、防護服を含む。
- ・ 一次電池は、我が国における形状の通称「単 1 形」「単 2 形」「単 3 形」又は「単 4 形」。
- ・ 携帯発電機は、発電機の定格出力が 3kVA 以下の発動発電機。
- ・ 非常用携帯電源は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源。マグネシウムや亜鉛を利用したものがある。

【試験・検証方法】

- ・ ガソリンエンジン搭載発電機の排出ガス測定方法は JIS B 8008-4 の G2 モード、ディーゼルエンジン搭載発電機の排出ガス測定方法は JIS B 8008-4 の D2 モードによる。
- ・ 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法(平成 9 年建設省告示第 1537 号)」による。

【既存のラベル等との対応】

- ・ エコマークとグリーン購入法との関連は、エコマーク事務局の HP を参照。

【参考情報】

- ・ PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」について
→ <https://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/>
- ・ PET ボトルリサイクル推進協議会「推奨マーク認定製品」
→ <https://www.petbottle-rec.gr.jp/product/index.html>
- ・ エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- ・ 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対

象から除外する。

- 毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

調達のポイント

- 各物品の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築しましょう。
- 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討しましょう。
- 備蓄用作業服については、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品のみが対象となります。グリーン購入法において、その仕様を限定するものではないため、使用目的に合致する製品を選択しましょう。
- エコマーク認定基準があるものについては、エコマーク商品を優先して調達しましょう。

■21 役務

□省エネルギー診断

■特定調達品目及びその判断の基準

省エネルギー診断

省エネルギー診断に係る技術資格者が、設備の稼動状況、運用状況、エネルギー使用量等について調査分析し、省エネ対策、再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法の提案がなされること。

■解説

【対象範囲・定義】

- ・ 庁舎等における設備等の稼動状況、運用状況、エネルギー使用量その他必要な項目の調査・分析の委託。

【基準の解説】

- ・ 当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の設定に係る提案は、エネルギー管理方法に含まれる。
- ・ 技術資格者は、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、技術士(建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境)、エネルギー管理士、建築設備士、電気主任技術者又はこれと同等の技能を有するものとする。
これと同等の技能を有するものとして、省エネルギーセンターが認定する「エネルギー診断プロフェッショナル」、エコチューニング推進センターが認定する「第一種エコチューニング技術者」等が該当する。
- ・ 省エネルギー対策に係る提案は、下記の項目とする。
 - ① 過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼動状況、再生可能エネルギーの導入可能性
 - ② 設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
 - ③ 設備・機器の導入(再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器を含む。)、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
 - ④ 運用改善項目及びそれに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
 - ⑤ 設備・機器の導入(再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器を含む。)、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

【参考情報】

- ・ 省エネ・節電ポータルサイト
→<https://www.shindan-net.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- ・ 目標として、省エネルギー診断の総件数及び対象となりうる施設等の具体的範囲を示す。

調達のポイント

- ・ 省エネ診断は、電力だけではなく、ガス、燃料、熱などエネルギー全般について幅広く診断するサービスです。具体的には、工場・ビル等における燃料や電気の使い方、より効率的な機器の導入、適切な運転方法の見直し、エネルギー合理化につながる適切な設備管理、保守点検、エネルギー口座に関する事項、温度、湿度、照度等の適正化など様々な観点から診断ができます。

□印刷

グリーンプリンティング(GP)認定制度



*GP認定工場は、印刷工程に係る基準を満たし、基準値1の項目として設定されています。

環境推進工場登録制度



*環境推進工場は基準値1の項目として設定されています。

エコマーク



*エコマーク認定品(紙製の印刷物)は、印刷用紙及び印刷工程の基準を満たしています。

NLマーク



*NLマークは、インキの化学安全性の基準を満たしています。

バタフライロゴ



*水なしオフセット印刷で印刷した印刷物に記載できるマークです。

■特定調達品目及びその判断の基準

【オフセット印刷・デジタル印刷共通事項】

○「基準値1」は、下記の1~4に加え、5を満たすこと。「基準値2」は下記の1~4を満たすこと。

1. 判断の基準を満たす情報・印刷用紙の使用(冊子の表紙は除く)

2. リサイクル適性 Aランクの用紙、インキ等の資材の使用

※印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載

3. 印刷物へのリサイクル適性の表示

4. 印刷工程における環境配慮の実施

5. 次の1~5のいずれかの要件を満たす事業者又は印刷物であること。

① 環境マネジメントシステムの認証取得

② 環境報告書等の作成・公表

③ 印刷物のカーボンフットプリントの算定・開示

④ カーボン・オフセットされた印刷物

⑤ グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定取得の取得

【個別事項】

<オフセット印刷>

1. バイオマスを含有したインキの使用(植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ)

2. NL規制(印刷インキ工業連合会)適合インキの使用

<デジタル印刷>

化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用(下表参照)

印刷方式等	化学安全性の定義
オフセット印刷	印刷インキ工業連合会のNL規制適合、かつSDSを備えていること
デジタル印刷	1. RoHS指令物質、EU Rフレーズ物質、危険シンボル、アゾ基着色剤非添加 2. Ames試験で陰性である 3. SDSを備えている
	印刷インキ工業連合会のNL規制適合、かつSDSを備えていること

■配慮事項

- 印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。
- デジタル化(DTP、CTP、DDCP 方式)の採用により廃棄物が削減されていること。
- 揮発性有機化合物(VOC)の発生抑制に配慮されていること。
- インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。
- 印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が抑制されていること。
- 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
- バージンパルプの持続可能性が確認されていること。
- 間伐材等パルプ利用割合が可能な限り高いものであること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 「印刷」の対象は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類(封筒、けい紙、起案用紙等)等、他の品目として調達する場合は印刷役務の対象から除く。
- 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを被写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式。
- 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式又はインクジェット方式による印刷方式。
- 「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については適用しない。
 - A ランクの材料のみを使用する場合は、「印刷用の紙にリサイクルできます」
 - A 又は B ランクの材料のみを使用(ア.の場合を除く)する場合は「板紙にリサイクルできます」
 - C 又は D ランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
 ※なお、製本加工したカレンダーで、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。

【基準の解説】

- 「芳香族成分」とは、JIS K 2356-1～6:日本産業規格「石油製品—成分試験方法」に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
- 植物由来の油を含有したインキの植物由来の油含有率基準は下表のとおり。各種 UV インキは、VOC 成分が 3%未満かつリサイクル対応型 UV インキであることをもって、判断の基準<個別事項>①アの基準に適当するものとみなす。
- 古紙リサイクル適性ランクリストに記載のない資材等を使用する場合は、判断の基準の共通事項②及び③については適用除外される(その場合は資材確認票の「リサイクル適性ランク」の欄には「ランク外」と記載)。

バイオマスを含有したインキの基準

インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合	参考:植物油インキマーケの植物由来の油含有比率基準値
枚葉インキ	30%以上	30%以下	20%以上
オフ輪インキ	20%以上	45%以下	ノンヒートオフ輪 30%以上
金インキ(枚葉・オフ輪)	10%以上	25%以下	金・銀・パール・白インキ 10%以上
新聞インキ(ノンヒートオフ輪)	30%以上	30%以下	新聞オフ輪 30%以上
油性ビジネスフォームインキ	30%以上	30%以下	20%以上

※インキには、OP ニス及びメジウムを含む。

【既存のラベル等との対応】

- 「インキグリーンマーク」のついたインキは、オフセット印刷用インキに係る判断の基準を満たしている。グリーン購入法では、インキグリーンマークの「★★★」「★★」「★」の認定基準のうち、「★」の基準値を設定している。ただし、UVインキは「★★」レベルの基準である。
- 「NL 規制適合」のインキは、オフセット印刷用インキの化学安全性の基準を満たしている。
- グリーンプリントイング(GP)認定工場は、基準値1の選択肢として設定されているとともに、印刷工程に係る判断の基準を満たしている。
- 環境推進工場認定を取得した工場は、基準値1の選択肢として設定されている。
- オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の環境に配慮した湿し水及び環境に配慮した洗浄剤については、グリーンプリントイング資機材認定制度において公開されている情報が参考となる。

【参考情報】

- (一社)日本印刷産業連合会リサイクル対応型印刷物について
→ https://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html
- グリーンプリントイング認定制度
→ <https://www.jfpi.or.jp/greenprinting/index.html>
- 環境推進工場認定制度
→ https://www.aj-pia.or.jp/wp-content/uploads/2024/04/kankyo-suishin_overview.pdf
- 印刷インキ工業会連合会
→ <https://www.ink-jpima.org/index.html>
- (一社)日本WPA(バタフライロゴの使用について)
→ https://www.waterless.jp/jwpa/jwpa_butterfly/

調達実績のカウントに係る留意点

- 総調達量及び特定調達物品等の調達量は、契約件数でカウントする。
- 他の役務の一部として発注される印刷(調査業務における報告書等)についても、本項の判断の基準を適用する。
- 事務用封筒、けい紙等への印刷を含めた物品発注を行う場合、文具類として調達する場合は文具類の判断の基準、印刷として調達する場合は印刷の判断の基準を適用する。ただし、文具類等、他の品目として調達を行う場合であっても、可能な限り印刷役務の判断の基準を満たすことが望ましい。

調達のポイント

- リサイクル適性に配慮した印刷物の製作に努め、印刷物にリサイクル適性を表示しましょう。製作にあたっては「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」(日本印刷産業連合会作成)が参考になります。
- 印刷物の必要な部数・量を適正に見積もり、必要以上に発注しないことが環境負荷低減につながります。また、小部数印刷やバリエブル(可変)印刷を行う際には、コスト・環境負荷を勘案した上で、デジタル印刷の採用について検討しましょう。
- 印刷用紙については用途・目的等を踏まえ、適切な白色度や塗工量の用紙を選択・使用することが重要です。過度に白色度が高い用紙、塗工量が多い用紙の使用は控えましょう。
- 校正の際には、デジタル校正を行いましょう。本機校正(実際に印刷する機械を使用した校正)を行うとインキ、洗浄剤、版の使用に伴い VOC が発生します。デジタル校正ではソフトウェア等を活用することにより、編集前後の照合によって画像の違いを判別することができ、校正に伴う VOC の発生を抑制することができます。
- 印刷に係る判断の基準への適合確認にあたって使用する資材確認票及び印刷工程の環境配慮チェックリストの書式は、グリーン購入法のホームページからダウンロードが可能です。

掲載 URL:

<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- 「古紙リサイクル適性ランク」の識別表示データについては、日本印刷産業連合会のホームページより、ダウンロードができます。
- グリーン購入法.net(環境省)では、印刷用紙に係る情報を掲載しています。各製紙メーカーのウェブサイトへのリンク及び判断の基準を満たす製品の一覧等が掲載されています。

印刷用紙に係る情報提供について(環境省 グリーン購入法.net)

→<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/paper.html>

- ◆ 判断の基準を満たす製品について(各製紙メーカー)
- ◆ 判断の基準を満たす製品について(一覧)(日本印刷産業連合会・全日本印刷工業組合連合会)
- ◆ 相談窓口(経済産業省)について掲載されています。

詳細情報

リサイクル適性の表示方法

(公財)古紙再生促進センター、(一社)日本印刷産業連合会では、印刷物に使用する資材のランク(印刷物のリサイクル適性)に応じて、文言・識別記号及びその組み合わせによる識別表示を行うことにより排出時の分別を促進することを目的とし、印刷物のリサイクル適性の表示方法を下記のとおり定めています。国の機関に限らず、印刷物の製作にあたっては、リサイクル適性を表示するよう努めましょう。

●Aランクの資材のみを使用

識別記号 及び文言	リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。	

●A又はBランクの資材のみを使用

識別記号 及び文言	リサイクル適性(B)
この印刷物は、板紙へリサイクルできます。	

●C又はDランクの資材を使用

文言	この印刷物は○○(使用部位を明示)にリサイクルに適さない資材を使用しているので、古紙回収に出す場合には取り除いてください。
----	---------------------------------------------------------------



文言・識別記号は、冊子状の印刷物の場合は、表紙、裏表紙または背に表示する。チラシ・ポスターなど1枚ものの場合は、表面(両面印刷の場合はいずれかの面)に表示する

(一社)日本印刷産業連合会HPでは、リサイクル対応型印刷物の製作にあたっての各種参考資料がダウンロードできます。リサイクル適性の表示例、識別記号データも掲載されていますのでご活用ください。



https://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html

参考

日本印刷産業連合会:グリーンプリント認定制度について

(一社)日本印刷産業連合会では、環境に配慮した印刷の総合認定制度「グリーンプリント認定制度」を運用しています。

この制度では、工場認定のほかに、印刷物を構成する印刷資材(用紙、インキ、製本のり、表面加工材料)の基準があり、本基準を満たした印刷物にワンスター、ツースター、スリースターの付いた GP マークを表示することができます。スターの数が増えるほど、その印刷物の環境配慮の度合いが高いことを示しています。スリースターの工場は、グリーン購入法の印刷資材及製造工程における基準を満たしています。

印刷物に表示されるGPマークの種類と環境配慮

GPマークの種類	ワンスター	ツースター	スリースター
	 GREEN PRINTING JFPI P-Z10001	 GREEN PRINTING JFPI P-Z10001	 GREEN PRINTING JFPI P-Z10001
製造工程の環境配慮	少なくとも印刷工程が GP 工場	全工程が GP 工場	全工程が GP 工場
印刷資材の環境配慮	水準 2 以上の印刷資材	水準 2 以上の印刷資材	水準 1 の印刷資材 (水準の区分が無い場合はその基準)

※水準1、水準2:水準1の方がより高い環境配慮基準となっている。

詳しくは、日本印刷産業連合会「グリーンプリント認定制度」を参照ください。

➡ <https://www.jfpi.or.jp/greenprinting/detail/id=1449>

参考

環境推進工場登録制度について

「環境推進工場登録制度」は、印刷物製造工程における環境負荷低減への取組として、環境マネジメントシステムの構築、環境負荷の少ない製品の使用やリサイクルの推進、廃棄物の適正処理、省エネの推進など 50 項目について 70%以上かつ必須項目を満たした工場を「環境推進工場」として登録し、印刷会社の総合的な環境対応を支援する制度で、全日本印刷工業組合連合会及び東京都印刷工業組合が運営しています。

小規模企業や印刷工場を持たない企業でも取得する事ができ、社員の環境教育や GP 認定および ISO14001 へのステップとしても利用されています。

登録を受けた事業者は自社の印刷製品にてマークを使用できます。

詳しくは、全日本印刷工業組合連合会「環境推進工場登録制度」を参照ください。

➡ https://www.aj-pia.or.jp/wp-content/uploads/2024/04/kankyo-suishin_overview.pdf



詳細情報

印刷の判断の基準の概要と発注時の確認事項

印刷物の印刷を発注する際は、①用紙、②インキ類、③印刷工程における環境配慮、④印刷物への表示についてグリーン購入法の基準を満たしているかを、資材確認票及び印刷工程チェックリストにより事前に確認する必要があります。資材確認票は、印刷物の納品時に提出されるよう、納入業者に依頼しましょう。資材確認票の内容は印刷業者が記入し、納入業者を通じ調達者に提出される流れとなります。

印刷の判断の基準の概要

項目	判断の基準	基準の詳細・解説
用紙	総合評価値 80 以上かつリサイクル適性 A ランク※1	冊子の表紙は、総合評価値によらず合法性の確認されたもの
インキ類	・植物由来の油を含有したインキ ・リサイクル適性 A ランクのインキ ・化学安全性が確認されたインキ	・オフセット印刷:NL 規制適合かつインキグリーンマーク「★」基準適合インキ、リサイクル適性 A ランク ・デジタル印刷:化学安全性が確認されているもの
オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮	デジタル化(DTP 化)又は銀の回収のいずれか	・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施
	印刷板(アルミ)のリサイクル	印刷工程:リユース又はリサイクル
	VOC 発生抑制	印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入(自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用
	製紙原料(等)へのリサイクル※2	・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上
	省エネ活動の実施	印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)
	騒音・振動抑制	製本工程:窓、ドアの開放禁止
印刷物への表示	リサイクル適性・マークの表示 (印刷物の背、表紙、裏表紙のいずれかに表示:次頁参照)	B、C、D ランクの材料を使用する場合は使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載

※1 その他のランクの用紙を使用する場合は、上記「印刷物への表示」を参考に使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載。

※2 デジタル印刷工程及び表面加工工程では、製紙原料へのリサイクル以外(RPF への加工やエネルギー回収等)のリサイクルを含む。

～印刷物製作発注の際は～

■資材確認票の提出を依頼(表2)

→①用紙、②インキ類等の仕様について、資材確認票により事前に確認し、印刷物の納入時に提出するよう納入業者に依頼(調達者の判断により連絡先や押印欄を適宜追加)

→④については、資材確認票による判別の結果を印刷物に記載

■印刷工程チェックリストによる確認(表4)

→③の印刷工程の基準の実施状況について、表4のチェックリストを参考に確認を行う(個々の案件ごとでなく事業所又は工場単位の取組状況を確認する)

インキに関するマークについて

インキグリーンマーク

印刷インキ工業連合会が運用する制度。植物油インキの普及に伴い、オフセット・新聞インキに関して、インキ中のバイオマス割合、石油系溶剤割合を主たる指標とし、その度合いを考慮して3段階の認定基準を定めたもの。UVインキは、リサイクル適性及び省エネ対応を指標としている。現在は、印刷物への表示はできることとなっている。



植物油インキマーク

植物油インキマークは印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油などを含めた植物油全般を指す。大豆油インキに表示される「ソイシール」は、植物油インキマークへ順次切り替えられ、統合が図られている。



NL 規制(印刷インキに関する自主規制)

印刷インキ工業連合会は、印刷インキおよびその関連製品の原材料として使用されることが好ましくない物質を選定した「NL 規制(印刷インキに関する自主規制)」を制定している。NL 規制に基づいて製造された印刷インキは、ラベルに「NL マーク」または文章で「この製品は、印刷インキ工業連合会が制定した『印刷インキに関する自主規制(NL 規制)』に基づいて製造されたものであります。」と表示されている。



資料:印刷インキ工業連合会

詳しくは、印刷インキ工業連合会 HP を参照ください。



https://www.ink-jpima.org/ink_kankyou.html

参考

日本 WPA:バタフライロゴについて

(一社)日本 WPA(英名:JAPAN WATERLESS PRINTING ASSOCIATION)は、水なしオフセット印刷が可能な印刷機を保有し、水なしオフセット印刷で印刷を実施している印刷会社に対し、日本 WPA 会員資格の認定を行っています。日本 WPA 会員資格を取得した印刷会社が水なしオフセット印刷で製造した印刷物にはバタフライロゴを表示できることとなっています。

また、水なしオフセット印刷の過程で排出された CO₂ 排出量を、日本 WPA が定める手続きによりオフセットした印刷物には、印刷物 1 部あたりの CO₂ 排出量が表示されたバタフライ CO₂ ロゴが使用できます。

バタフライロゴの種類	バタフライロゴ	バタフライ CO ₂ ロゴ

【水なし印刷とは】

一般的なオフセット印刷は、水とインキ中の油の反発作用を利用して紙に文字等を印刷していますが、この際に利用する湿し水(エッチ液)には、IPA(イソプロピルアルコール)などの有機化合物が添加されています。水なし印刷は湿し水の代わりにシリコンゴムを用いるため、湿し水廃液による VOC 発生抑制及び水質汚濁を防止できます。詳しくは、日本 WPA「バタフライロゴの使用について」を参照ください。



<https://www.waterless.jp/butterfly/about.php>

□食堂

■特定調達品目及びその判断の基準

○基準値1は、基準値2を満たしたうえで、下記の①～③のいずれかを満たすこと。

- ① 環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれら農産物を原料とする加工食品を取り扱うこと。
- ② 可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれら農産物を原料とする加工品を取り扱うこと。
- ③ 環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産工程管理から生産されたことが第三者によって確認された農産物又はこれを原材料とする加工品(GAP認証品)を取り扱うこと。

○基準値2は、下記の1～9を満たすこと。

1. 生ゴミ処理機等による適正処理
2. 繰り返し使用できる食器(リユース食器)の使用
3. ワンウェイのプラスチック製の容器等の不使用(利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合を除く)
4. 食品廃棄物の発生量の把握、発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定
5. 食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下(食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用)
6. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定
7. 食品ロスの削減(提供する量の調整、持ち帰り用容器の提供等)
8. 食堂利用者に対する飲食物の食べ残し削減の呼びかけ、啓発等
9. エネルギー使用量(電力、ガス、水等)の把握、省エネルギー、節水のための措置

■配慮事項

- 食品リサイクル法に基づく基本方針における再生利用の優先順位を踏まえ、食品廃棄物等は、飼料化、肥料化、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地への活用、メタン化により再生利用されること。
- 生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。
- 食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資すること。
- 食堂で使用する加工食品、化成品の原料に植物油脂が使用される場合は、持続可能な原料であること。
- 修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。
- 食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。また、高耐久性を有し長期使用されること。
- 再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。
- 食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。
- 冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。
 - ア.冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。
 - イ.冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したこと。

■解説

【対象範囲・定義】

- ・ 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業する食堂が対象。
- ・ 「環境負荷低減の取組の「見える化」」とは、「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定)及び「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」(令和6年3月農林水産省策定)に基づく農業者等による環境負荷低減の努力の評価とそのラベル表示をいう。
- ・ 「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)(有機農業推進法)に基づき、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。
- ・ 「持続可能な農業生産工程管理」とは、GAP(Good Agricultural Practices)に基づき、農業の各工程を実施・記録・点検・評価しながら、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理について継続的な改善活動を行う取組であって、第三者による確認によって信頼性と透明性を確保し、環境負荷の低減に寄与することで、持続可能な農業の実現を目指して行われる農業をいう。なお、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 又は JGAP の認証を受けて生産された農産物、農林水産省作成の「国際水準 GAP ガイドライン」に準拠し、第三者による確認を受けた都道府県 GAP 等により生産された農産物は、この要件を満たす。
- ・ 基準値1については、当該要件を満たす農産物又は加工食品若しくは加工品を常時取り扱うことが困難な場合において、提供する飲食物の種類、量、提供期間等の一部においてそれらを取り扱うことで、適合しているものとみなす。
- ・ ワンウェイのプラスチック製の容器等の不使用について、対象となる場所及び品物は下記のとおり。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合には本基準は適用しない。代替可能か否かは、発注者と受注者において協議の上判断する。
- ・ ワンウェイのプラスチック製の容器等とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、具体的には、飲料用のペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等を指す。
- ・ 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

ワンウェイのプラスチック製容器等の適用範囲

場所	対象／対象外
食堂内	対象
食堂外(店頭)	対象外
食堂外(庁舎内移動販売)	対象外
品物	対象／対象外
弁当、調理食品(麺類等)	対象
コーヒー用のミルク、ふりかけ、ドレッシング等を小容器、小袋で提供	対象
納豆、もずく等を容器のまま提供	対象
飲料、デザート等の既製品を容器のまま提供	対象
ストロー、スプーン、フォークを有償又は無償で提供	対象
事例	対象／対象外
食堂外で製造した弁当、デザート、飲料等を食堂内で販売する行為	対象
食堂内で製造した弁当を店頭や庁舎内移動販売により提供する行為	対象外

【基準の解説】

- ・ ワンウェイのプラスチック製の容器等は原則として使用しないことを求めているが、高齢者、乳幼児等の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。極端に代替素材の流通が限られている場合等の非合理的な場合は、代替手段がないとみなす。
- ・ 判断の基準の「再生利用等」は、食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)に基づく再生利用等をいう。

- 食品循環資源の再生利用等の基準実施率は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(判断基準省令)による。
- 「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制をいう。

食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種(一部抜粋)

業種	業種区分	発生原単位の分母	目標値
外食産業	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)居酒屋等	売上高	114kg/百万円
	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	売上高	170kg/百万円
	喫茶店、ファストフード店、その他の飲食店	売上高	83.3kg/百万円
	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	売上高	141kg/百万円
	給食事業	売上高	278kg/百万円

目標値設定期間:2024~2028年度

出典:https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/hassei_yokusei.html

- 食品廃棄物等の単位当たり発生量に関する判断の基準については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合においては、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで適合しているものとみなす。
- 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者とは、食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者を指す。対象事業者は毎年6月末までに定期報告を行うこととされている。
- 持ち帰り容器の提供について、容器は食堂側において予め用意することになるが、その際も代替する手段がない場合を除き、ワンウェイのプラスチック製の容器は使用しないこととする。また、客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明した上で提供することが求められる。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合は、要望に応じず提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めること。
- エネルギー(電気、ガス、水等)使用量の把握については、必ずしも省エネのための新たな機器・設備等の導入ではなく、運用において省エネの措置を講ずることを求めている。
- 冷凍冷蔵機器のうち、飲料自動販売機を使用する場合は、「飲料自動販売機設置」における自動販売機本体に係る判断の基準及び配慮事項を満たす機器を設置するよう努めること。
- 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。配慮事項⑨アにおいて使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフイン等。
- 「常時監視システム」とは、第一種特定製品におけるフロンの漏えいや機器の故障等を常時監視する仕組みであり、本体に内蔵されたタイプまたは専用機器を接続するタイプを含み、機器の使用開始時点で必要な設置・接続(サービス契約が必要な場合は契約締結を含む)が完了し、当該システムが利用可能な状態であることをもって適合とする。
- 配慮事項における「地域の農林水産物の利用」とは、地産地消を推奨する主旨から規定している。

【既存のラベル等との対応】

- 「みえるらべる」が付された農産物又は加工食品は、基準値1の環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物・加工食品の要件を満たす。
- 有機JASマークが付された農産物又は加工品は、基準値1の有機農業による生産の要件を満たす。
- GLOBALG.A.P.、ASIAGAP又はJGAPの認証を受けて生産された農産物、農林水産省作成の「国際水準GAPガイドライン」に準拠し、第三者による確認を受けた都道府県GAP等により生産された農産物は基準値1の持続可能な農業生産工程管理に係る基準を満たす。
- 配慮事項における加工食品、化成品(洗剤等)の「持続可能な原料」とは、RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)認証を取得したものなどが該当する。

【参考情報】

- 農林水産省「農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」」
→ https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka.html

- 農林水産省「農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」登録番号について」
→ https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/number.html
- 農林水産省「フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践・見える化(情報開示)」
→ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/visual.html#santeisheet>
- 農林水産省【有機農業関連情報】トップ～有機農業とは～
→ <https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/index.html>
- 農林水産省【農業生産工程管理】
→ <https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/try-gap.html>
- 農林水産省【GAP(農業生産工程管理)をめぐる情勢】
→ https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/megurujiyousei.pdf
- 環境省「食品ロスポータルサイト」
→ <https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html>
- リサイクル食品ロス(農林水産省新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室)
→ <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/161014.html>
- 自治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル
→ https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/j_fLm_r2.pdf
- プラスチック資源循環法関連(環境省)
→ <https://www.env.go.jp/recycle/plastic/circulation.html>
- RSPO 情報サイト
→ <https://rspo.org/ja/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 基準値1と基準値2それぞれの契約件数をカウントする。
- 複数年度にまたがる契約を行う場合には、契約した年度に計上し、契約の更新時には計上しない。新基準は、次の契約から適用される。
- 総調達量は、庁舎又は敷地内において委託契約、使用許可等により営業する食堂の契約件数とする。

調達のポイント

- ワンウェイのプラスチック製の容器等の使用の抑制及び食品ロスを含む食品廃棄物の削減に取り組む事業者が選定のポイントとなります。
- 基準値1は、従前の判断の基準に加え、環境負荷低減の取組の「見える化」において、農林水産省から登録番号の付与が行われた農産物・当該農産物を原料とする加工食品、または有機農業により生産された農産物・当該農産物を原料とする加工品のいずれかを取り扱うことが要件となります。なお、「見える化」において登録番号の付与が行われた農産物については、農林水産省ホームページで確認可能です(上記解説の参考情報内「登録番号について」を参照)。
- 繰り返し使用できる食器(リユース食器)には、リユース箸も含まれます。
- 会議等において食堂から飲物の提供を受ける場合は、使い捨てでない食器の利用を求めましょう。

参考

農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

農林水産省では、みどりの食料システム戦略に基づき、持続可能な食料システムを構築するため、食料システム全体での環境負荷低減の取組や国民理解の醸成に向けて、環境負荷低減の取組の「見える化」を推進しており、令和6年3月には、農産物等にラベル表示を行うための基本的な考え方と、算定・表示の手順を整理した「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」を策定しました。

本施策の「見える化」とは、農産物の環境負荷低減の取組を評価し、星の数で分かりやすくラベル表示する仕組みであり、ラベル(愛称:みえるらべる)を表示した商品は小売店や飲食店など多様な業態で取扱が開始されています。

温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

100% - **地域の標準的栽培方法**での排出量(品目別) = **削減貢献率(%)**

★ : 削減貢献率5%以上
★★ : 〃 10%以上
★★★ : 〃 20%以上

対象品目 : 23品目
※上記の商標は商標出願中です
米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、ミニトマト(施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、ぱれいしょ、かんしょ、キヤベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶 ※括弧書きがないものは全て露地のみ

生物多様性保全への配慮

※米に限る

<取組一覧>	
化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減 (5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★ : 取組の得点1点
★★ : 〃 2点
★★★ : 〃 3点以上

消費者へのわかりやすい表示
(令和4年度・令和5年度 実証より)
店舗への印象

N=297

サンプラザ **ピオセボン**

令和4年度・令和5年度実証において
全国のベ789か所で販売
(令和6年3月末時点)

資料:農林水産省

参考

有機農業・有機農産物について

我が国では、有機農業を有機農業推進法において、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

また、「有機農産物」とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壤の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用した場において、

- ・周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

など、コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことを指します。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、有機農産物に「有機〇〇」等と表示することができます。(逆に、認証を受けていない農産物に「有機〇〇」等の表示を行うことはできません)

参考:農林水産省【有機農業関連情報】トップ ~有機農業とは~
→ <https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/index.html>

資料:農林水産省

参考

GAP 認証について

GAP(Good Agricultural Practice)は、農業生産における食品安全・環境保全・労働安全を確保するための国際的な認証制度です。いずれの GAP 認証も、国際水準 GAP の 5 分野(食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理)を含み、GAP に取り組むことで各分野における改善がなされます。国内における農畜産業の GAP 認証取得経営体数は、JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.で合計 7,414 経営体(令和 7 年3月末時点)となっています。

日本で普及している GAP 認証

名称	GLOBAL G.A.P.	ASIA GAP	JGAP
マーク			
運営主体	Agraya GmbH(ドイツ)	一般財団法人 日本 GAP 協会	一般財団法人 日本 GAP 協会
産物の力 テゴリ	作物 青果物、花きと観賞用植物、穀物、茶、ポップ、植物の苗	青果物、穀物、茶、 ※1、※2	青果物、穀物、茶、 ※1、※2
その他	水産養殖		畜産
GFSI 認証※3	青果物・水産養殖のうち一部※4	青果物・穀物・茶	—
取組分野	いずれの GAP 認証も国際水準 GAP の 5 分野(食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理)を含む。		

注1:青果物の対象品目としてホップが含まれる。

注2:青果物、穀物、茶の対象品目として、各々の種苗が含まれる。

注3:GFSI は食品安全の向上と消費者の信頼確保を目的に、食品安全管理規格の承認等を行っている。

注4:GLOBALG.A.P.の青果物には Smart と GFS の 2 つの規格が存在するが、GFSI に承認されているのは GFS 規格のみである。

注5:(一財)日本GAP協会が運営主体となっているASIAGAPは 2028 年に終了し、プログラム全体が JGAP または JGAP+SA に一本化される予定。

出典:GAP(農業生産工程管理)をめぐる情勢

https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/megurujyousei.pdf

♦ アドオン規格「+SA」とは？

農場の持続可能性を評価・改善するための国際的なフレームワークである FSA(Farm Sustainability Assessment)は環境・社会・経済の広範な項目をカバーしており、Bronze/Silver/Gold のパフォーマンスレベルで認定されるもので、JGAP、AJIAGAP に加えて FSA の自己評価に追加できるアドオン規格「+SA」を実施することで、特定テーマに関するより詳細な評価を可能にする仕組みがあります。



♦ 都道府県 GAP とは

各都道府県が独自に策定・運用している農業生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice)の認証・確認制度のことで、主に県内産地・地域ブランドを認証しています。茨城県、東京都、高知県などは、国際水準に準拠した第三者確認制度を導入しています。

参考

RSPO「持続可能なパーム油のための円卓会議」について

パーム油は、アブラヤシの果実から得られる植物油で、石けん、洗剤、塗料、インク、化粧品、バイオディーゼル燃料などの原料として利用されています。また、食品では、即席めん、マーガリン、パン、ファストフードの揚げ油、チョコレート菓子、スナック菓子などに使用されており、生活と非常に関連の深い植物油であるといえます。パーム油は世界で最も生産されている植物油で、90%以上がインドネシア、マレーシアにおいて生産されています。

環境への影響に配慮した持続可能なパーム油を求める世界的な声の高まりに応え、WWF を含む 7 つの関係団体が中心となり 2004 年に「持続可能なパーム油のための円卓会議(ラウンドテーブル)」が設立されました。通称はその英名"Roundtable on Sustainable Palm Oil"の頭文字をとって「RSPO」と呼ばれます。その目的は世界的に信頼される認証基準の策定とステークホルダー(関係者)の参加を通じ、持続可能なパーム油の生産と利用を促進することにあります。

RSPO 認証では、パーム油を生産するアブラヤシ・プランテーション農園開発のための熱帯林伐採、その後の農園管理において持続的なパーム油生産に求められる法的、経済的、環境・社会的要件を「原則と基準」として定め、パーム油の生産段階だけでなく、その後の流通過程を含めた管理方式の違いによりラベル表示を定めています。ラベル表示と認証方式の種類は下記のとおりです。

ラベル	認証方式
	<p>1)アイデンティティ・プリザーブド(IP):分離方式</p> <p>認証パーム油やパーム油関連製品について、その原料は認証を受けた単一の生産農園から供給された認証パーム油のみを使用し、搾油工場から最終製品に至るまで非認証のパーム油の供給や流通から完全に切り離されている場合に与えられる。RSPO 認証油トレードマークを表示できる。生産農園から最終利用者に至るまで他の非認証油と混合されることなく取引される。</p>
	<p>2)セグリゲーション(SG):分離方式</p> <p>認証パーム油やパーム油関連製品について、その原料は認証を受けた複数の生産農園から供給された認証パーム油のみを使用し、搾油工場から最終製品に至るまで非認証のパーム油の供給や流通から完全に切り離されている場合に与えられる。IP と同じく、RSPO 認証油トレードマークを表示できる。</p>
	<p>3)マス・バランス(MB):管理混合方式</p> <p>流通の過程全体を通して認証油の取引量を監視する方法で、途中で他の非認証油と混合されてもその比率は最終利用段階まで厳密に記録される。認証油の量を管理できていれば、一般的の流通と分ける必要はなく、流通過程で非認証原料が混合しても良い。RSPO 認証油トレードマークは" MIXED "とつければ使用可能。</p>
	<p>4)ブックアンドクーム(B&C):台帳方式</p> <p>生産者が認証パーム油の生産量に基づいて証書を発行し、それを取引する方法。生産者とパーム油・パーム油関連製品利用者はインターネット上でこの取引を行い、パーム油・パーム油関連製品利用者はその証書に応じた分量の製品に認証を適用できる。RSPO 認証油トレードマークは使えず、グリーンパーム認証マークが表示できる。実際には認証油ではない非認証油を購入することになるが、生産者には相当分の金銭的な還元がなされる。</p>

□自動車専用タイヤ更生

参考となる環境ラベル等:JIS マーク



*JIS マーク製品は、リトレッドタイヤの判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

自動車専用タイヤ更生	リトレッド(タイヤ更生)又はリグルーブの実施
------------	------------------------

■配慮事項

- ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。
- 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。

【基準の解説】

- リトレッドタイヤ(更生タイヤ)とは、1次寿命が終了したタイヤのトレッドゴム(路面と接する部分のゴム)の表面を決められた寸度に削り、その上に新しいゴムを張付け、加硫しトレッドパターンを形成して再利用(リユース)するもの。台タイヤを再利用できるためコスト削減及び省資源に貢献する。
- リグルーブは摩耗が進んだタイヤに再び溝を刻む技術。リグルーブを実施することを前提に、タイヤのアンダートレッドが厚く設計されている。国内ではミシュランが唯一の実施メーカーである。タイヤの転がり抵抗が最も低くなった状態で実施され、コスト削減、燃費向上に貢献する。

【既存のラベル等との対応】

- JIS K 6329(更生タイヤ)に適合する更生タイヤは、リトレッドタイヤの基準を満たす。
- 「REGROOVABLE」のマーキングがあるものがリグルーブ可能なタイヤである。

調達実績のカウントに係る留意点

- 自動車専用タイヤ更生の総調達量は、自動車整備の一部として更生タイヤを調達されるものを含む件数とする。

調達のポイント

- 「リトレッド」には委託リトレッド方式と呼ばれる、第一次寿命が終了する前にリトレッドする方法があります。台付きリトレッドタイヤに比べ、台タイヤの購入費用が節約できるため経済的です。
- 摩耗が進んだタイヤは、トレッドの変形が少なくなることから発熱が抑制され、転がり抵抗が低減することで燃料消費率を改善します。「リグルーブ」の実施でタイヤの走行寿命が最大25%伸び、省資源化が可能になります。
- リトレッドは各種タイヤメーカーで対応可能です。

□自動車整備

■特定調達品目及びその判断の基準

自動車整備	<ol style="list-style-type: none"> リサイクル部品による修理(リユース部品又はリビルド部品の使用) エンジン洗浄を実施する場合、下記を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> CO 及び HC が洗浄前後で 20%以上削減されること エンジン洗浄の実施直後及び法定 12 か月点検において、20%以上の削減効果がなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■配慮事項

- エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積、費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。
- ロングライフクーラントの再利用に努めていること。
- 自動車整備に当たって、使用するエネルギー・溶剤等の資源の適正使用に努めていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- リサイクル部品による修理は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの(消耗品の交換を除く。)が対象。
- 自動車整備の対象は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(ただし、二輪車は除く。)。

【基準の解説】

- 「エンジン洗浄」は、自動車の定期点検整備の際に、炭化水素、一酸化炭素の測定を伴う自動車整備の際に発注するものである。表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除く作業である。
- エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度(昭和 49 年 1 月 21 日環境庁告示第 1 号)による。基準値は以下の表。

自動車の種類	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

調達実績のカウントに係る留意点

- 判断の基準①のリサイクル部品による修理は、部品交換を伴うものを対象とする。実績集計は、発注件数ベースであり、複数の修理を行う場合でも、1つの発注で行う場合は、1件とカウントする。
- 判断の基準①については、新品部品しか入手できない場合についても集計に含める。なお、新品部品しか入手できない場合は、グリーン購入法不適合となる。ただし、複数台の修理を1つの発注で行う場合については、そのうち1台でもリサイクル部品による修理があれば判断の基準を満たすものとして1件とカウントする。
- 判断の基準②のエンジン洗浄は、表に示されるエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準を超えた場合に実施するものを対象としてカウントする。

調達のポイント

- エンジン洗浄を実施していない事業者に委託する場合は、再委託等により対応が図られることを確認した上で契約を行いましょう。

□ 庁舎管理

■ 特定調達品目及びその判断の基準

庁舎管理	<p><共通></p> <ol style="list-style-type: none"> 特定調達物品等の使用 省エネ法(工場等に係る措置)の管理標準^{※1}に基づくエネルギー使用の合理化 省エネルギー計画の立案、対策の選定、当該対策に係る実施基準^{※2}等に基づく実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告。対策の実施結果を踏まえた省エネルギー対策の見直しの実施 省エネルギー診断の診断結果に基づく設備・機器等の運用改善の措置 エネルギー管理システムによるエネルギー消費の可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置 フロン類の漏えい防止のための適切な措置 <p><常駐管理></p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する月次報告、分析と削減対策の提案等(施設利用者と連携して行う対策を含む) <p><常駐管理以外></p> エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と削減対策の提案等
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■ 配慮事項

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)に基づく建築物環境衛生管理基準等への配慮。
- エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切な実施。
- エネルギーの使用状況の分析・評価に基づく設備・機器等及びシステムの適切な管理・運用による温室効果ガスの排出削減。
- 施設のエネルギー管理、使用実態の分析・評価における各種管理・評価ツール等の活用。
- 省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術者の配置。当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施。
- 使用する物品の調達において、ライフサイクル全体の環境負荷の低減に考慮。

■ 解説

【対象範囲・定義】

- 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。
- 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。
- 「フロン類」とは、フロン排出抑制法(平成 13 年法律第 64 号)第 2 条第 1 項に定める物質をいう。

【基準の解説】

- 省エネ法に定める^{※1}「管理標準」とは、エネルギー使用設備のエネルギー使用合理化のための管理要領(運転管理、計測・記録、保守・点検)を定めた「管理マニュアル」をいい、事業者等(エネルギーを使用し事業を行う全ての者)は、判断基準(エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るための計画に関する国が定めた具体的な事項)に従って管理標準を作成し、規定事項を遵守するための内容をマニュアルとして記載する必要がある。管理標準を定め判断基準を遵守することは、特定事業者(年間のエネルギー使用量の合計が 1,500kl(原油換算)以上である事業者)やエネルギー管理指定工場等だけでなく、エネルギーを使用し事業を行う全ての者に対して求められている。

- 「管理標準」は、基本方針の別表 1 に示す「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を参考とし、施設管理者が定めること（必要に応じ委託事業者と協議の上定める）。工場等には、工場を設置して事業を行う者、事業場（オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設などの事業所）を設置して事業を行う者が該当し、国や地方公共団体の庁舎等も含まれる。
- 特に、空気調和設備、換気設備、ボイラー設備、給湯設備、照明設備、昇降機設備、動力設備、受変電設備に関する事項については、対策による効果が高いと考えられることから、全ての施設においてエネルギー使用の合理化を図るために、基本方針の判断の基準②として管理標準を定める旨、規定している。
- 「実施基準」は、施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と委託事業者とで協議の上、別表 2 を参考として実施すべき省エネルギー対策を具体的に選定し、定めることする。省エネルギーに係る計画には、省エネの目標、対策、推進体制を盛り込むこととする。
- 設備の管理等にあたっては、基本方針の別表 1 を、具体的な省エネ対策は基本方針の別表 2 を参考として定めること。
- 庁舎管理において定める判断の基準（基本方針の②～⑤）については、運用における対策を基本としていることから、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれない。
- 「各種管理・評価ツール等」には、学会、業界団体等が作成するマニュアル、ガイドライン等を含む。

【参考情報】

- 一般財団法人省エネルギーセンター（省エネお役立ち 無料・便利ツール）
→ https://www.eccj.or.jp/index_useguide.html
- エコチューニング推進センター（全国ビルメンテナンス協会内）
→ <https://eco-tuning.j-bma.or.jp/>
- 特定非営利活動法人 建築設備コミッショニング協会
→ <https://www.bsca.or.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 庁舎管理を委託する契約の件数をカウントする。

調達のポイント

- 庁舎管理の発注にあたっては、施設の使用実態、設備・機器の利用状況を踏まえた総合的なエネルギー管理の実施が可能な事業者の選定に努めましょう。
- 庁舎管理の委託を複数年契約で実施することにより、当該施設に応じた設備・機器の運用状況を踏まえたエネルギー利用の改善を数年間にかけて行うことが可能となります。発注を行う際には、契約期間に応じた温室効果ガスの排出削減等に係る目標を設定した上で、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた継続的な運用改善が図られるよう、PDCA サイクルを回していくことが重要です。なお、単年度契約の場合も、次の委託事業者に適切な引き継ぎを行うなどの対応を行うことで改善の対策が進めやすくなります。
- 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入等を図り、別表 2 の対策なども参考にして、可能な限り温室効果ガスの削減のための対策を積極的に実施しましょう。
- 空調、熱源設備の冷媒としてフロン類を使用している場合は、フロン類の漏えい防止のため、常時監視システムの導入及び漏えい時における早期対応が可能な体制の整備について検討しましょう。

参考

建築物の低炭素化手法の事例

エコチューニング

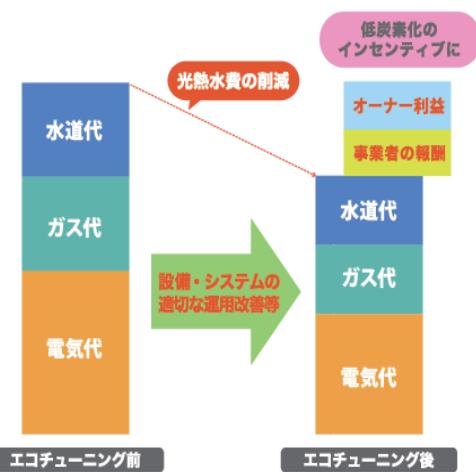


「エコチューニング」とは、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことです。

「エコチューニングにおける運用改善」とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいいます。

エコチューニングは、グリーン購入法の庁舎管理における配慮事項の「各種管理・評価ツール」として活用できるほか、令和5年2月閣議決定の環境配慮契約法基本方針にも位置づけられ、「建築物の維持管理」に係る契約に当たって、エコチューニング等を活用したエネルギー消費量等のデータ計測・分析、運用改善を行うこと、運用実績データを改修計画の検討に活用することが記載されました。

資料:公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 エコチューニング推進センター
<https://eco-tuning.j-bma.or.jp/>



コミッショニング

コミッショニングとは、建築設備の実際の性能を確認し、本来の性能を実現するために行うプロセスで、建築設備のプロによる性能検証と最適調整により、大きな省エネルギー、省コスト、設備の長寿命化が期待されます。コミッショニングには、大きく新築建物に行うものと既存建物のコミッショニングに分かれます。

- ① **新築建物のコミッショニング**は、設計者の設計業務や設計図書を検証し、また施工者が行う建設業務や設備品質を検証し、必要に応じて性能試験を実施することにより、確実な要求性能の実現を図るプロセスです。
- ② **既設建物のコミッショニング**は、設備・機器等の現状の運用性能を検証・分析し、必要な改修や調整等を提案し、より適切で省エネルギーな運転を実現するプロセスです。



建築物の新築、改築等においてコミッショニングを行うことにより、生産性の向上が図られ、発注者が求める満足度の高い建設プロジェクトが実現されます。また、データによる定量的な検証・確認ができるため、省エネルギーの達成と共に確実な性能実現と適切な維持管理が可能となります。

官公庁のコミッショニングの事例として、新長崎県庁舎、名古屋大学の事例が特定非営利活動法人建築設備コミッショニング協会のホームページに掲載されています。

詳細は、特定非営利活動法人建築設備コミッショニング協会のホームページをご参照ください。

□加煙試験

■特定調達品目及びその判断の基準

加煙試験	加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。
------	----------------------------

■配慮事項

- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 加煙試験とは、消防設備点検業務等において実施されるもので、建物などの天井、廊下、階段等に設置された煙検知器の作動試験を行うこと。
- 「フロン類」とは、フロン排出抑制法第2条第1項に定める物質をいう。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

【基準の解説】

- 発煙体にHFC-134aなどのフロンガスが使用されていないことを求めている。

【参考情報】

- 一般社団法人日本火災報知機工業会
→ <https://www.kaho.or.jp/pages/top/index.html>

調達実績のカウントに係る留意点

- 契約件数をカウントする。消防設備点検業務等に含まれる場合も、契約件数に含めること。

調達のポイント

- 加煙試験においてフロン類を使用すると強力な温室効果を持つフロンが大気に放出されます。消防設備点検業務において、加煙試験が項目に含まれる場合には、グリーン購入法に適合した方法で試験を行うよう求めましょう。

煙検知器



□清掃

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.510)認定サービスは、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

清掃	<p>○次の①又は②のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次のア～力の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 特定調達物品等の使用</p> <p>イ. 洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂。植物油脂は持続可能な原料の使用</p> <p>ウ. ごみの適切な分別回収</p> <p>エ. 古紙の適切な分別、改善案の提示</p> <p>オ. 床維持剤(ワックス)、洗浄剤の VOC 低減</p> <p>カ. 環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■配慮事項

- 清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。
- 補充品等は、過度な補充を行わないこと。
- 洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度(pH)のものが使用されていること。
- 床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。
- 清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。
- 建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。
- 資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。

■解説

【基準の解説】

- 植物油脂の持続可能な原料の使用とは、石けん液又は石けんの製造事業者が、原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で、当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。
- 挥発性有機化合物(VOC)の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。
- 環境負荷低減が図られる清掃方法等とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。
- 洗剤については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度(pH)の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。
- 「指定化学物質」とは、PRTR 法の対象となる物質をいう。

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク No.510「清掃サービス」の認定を取得している事業者は、判断の基準①のア～力の要件を満たしている。

- 洗剤の「持続可能な原料」とは、RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)認証を取得したものなどが該当する。RSPOについては、「食堂」の項を参照。

【参考情報】

- 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
→ <https://www.j-bma.or.jp/>
- 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会「剥離廃液適正処理ガイドライン」
→ <https://www.j-bma.or.jp/wp-content/uploads/2019/05/20160412haieki.pdf>
- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- 契約件数をカウントする。

調達のポイント

- 清掃事業者と契約を行う際、古紙排出にあたっての分類を協議の上、可能な限り紙向けの原料としてリサイクルされるよう努めましょう。
- 床維持剤の剥離洗浄廃液等は、産業廃棄物処理事業者に委託し適正処理を行いましょう。

□タイルカーペット洗浄

■特定調達品目及びその判断の基準

タイルカーペット洗浄	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用する機器の消費電力が 0.22kWh/m²以下 2. 使用する水量が 40L/m²以下 3. 清掃に係る判断の基準を満たす洗剤等の使用 4. 洗浄完了後の回収水の透視度が 5 ポイント以上
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■配慮事項

- 清掃に用いる洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。
- 洗剤の原料に植物油脂が使用される場合、持続可能な原料が使用されていること。
- 洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。
- 清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離、分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。

【基準の解説】

- 「タイルカーペット洗浄」は、タイルカーペットの新規購入を削減する観点から設定したものであり、通常の定期清掃等で実施する敷設された状態で行うものとは異なる。
- 回収水の透視度は、JIS K 0120 による。
- 配慮事項に規定する洗剤については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度(pH)の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。
- 「指定化学物質」とは、PRTR 法の対象となる物質をいう。

【既存のラベル等との対応】

- 配慮事項における洗剤の「持続可能な原料」とは、RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)認証を取得したものなどが該当する。RSPO については、「食堂」の項を参照。

【参考情報】

- 一般社団法人日本カーペットタイルリセット協会
→ <https://www.jcra-or.jp/>
- 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
→ <https://www.j-bma.or.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 契約件数をカウントする。

調達のポイント

- 新品同様に洗浄するサービスを利用することにより、廃棄するカーペットを削減することができます。タイルカーペットの新規購入に当たっては、リユースの観点から、当該サービスの利用について検討しましょう。

□植栽管理、害虫防除

■特定調達品目及びその判断の基準

植栽管理	1. 特定調達物品等の使用 2. 総合的害虫防除 3. 農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用
害虫防除	1. 特定調達物品等の使用 2. 殺虫剤、殺そ剤の適正利用を含む総合的害虫防除 3. 害虫等の発生、侵入防止措置 4. 事前計画・目標の設定、作業後の効果判定 5. 殺虫剤の適正かつ効果的な使用

■配慮事項

<植栽管理>

- 灌水の雨水利用に配慮されていること。
- 剪定・除草により発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等が行われること。
- 植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥(土壤改良材)を施肥に使用されていること。
- 剪定・伐採等に使用するチェーンソー油は、生分解性のものが使用されていること。
- 植替えの際は、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種が提案されること。
- 使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。
- 可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。

<害虫防除>

- 生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 対象とする「植栽管理」は、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理。
- 対象とする「害虫防除」は建築物における衛生的環境の確保に関する法律を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除。

【基準の解説】

- 植栽管理の「総合的害虫防除」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じること。総合的害虫防除は、IPM(Integrated Pest Management)ともいう。
- 農薬の使用にあたっては、「住宅地等における農薬使用について」(下記の参考情報を参照)に準拠して実施されること。

【参考情報】

- 住宅地等における農薬使用について(農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長)
→ https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/20130426tuchi.html

調達実績のカウントに係る留意点

- 植栽管理及び害虫防除については、委託する契約の件数をカウントする。

調達のポイント

- 自然界の仕組みをうまく活かす総合的害虫防除を行うことにより、農薬の使用を削減することが可能です。判断の基準の主旨を踏まえ、適切な事業者を選択しましょう。

□輸配送、旅客輸送

参考となる環境ラベル等:グリーン経営認証



*グリーン経営認証取得事業者(交通エコロジー・モビリティ財団)は、輸送に係る判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

輸配送	<ol style="list-style-type: none"> エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 環境保全のための仕組み・体制の整備 エコドライブ推進の措置 車両の点検・整備の実施 モーダルシフトの実施 輸配送効率の向上のための措置 判断の基準の適合状況のウエブサイト等による公表等
旅客輸送	<ol style="list-style-type: none"> エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 環境保全のための仕組み・体制の整備 エコドライブ推進の措置 車両の点検・整備の実施 旅客輸送効率の向上、空車走行距離の削減のための措置 判断の基準の適合状況のウエブサイト等による公表等

■配慮事項

- エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の実施。
- 電動車等又は低燃費・低公害車の導入及び目標設定、当該車両による輸配送の実施。
- エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。
- VICS や ETC 等、高度道路交通システム(ITS)の導入。
- 事業所、集配拠点等のエネルギー使用実態把握、使用量の削減。
- 輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。(輸配送に適用)
- 輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。(輸配送に適用)
- 再配達を削減するための取組が実施されていること。(輸配送に適用)
- 宅配便等の包装用品は再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮。(輸配送に適用)
- プラスチック製フィルムの代替として、繰り返し使用可能な荷崩れ防止ベルトの活用。(輸配送に適用)
- 荷崩れ防止フィルムは、再生プラスチック製フィルムを可能な限り使用(輸配送に適用)。
- 輸配送業務の再委託先にも、環境負荷低減に向けた取組の実施を要請する。(輸配送に適用)
- NO_x・PM 法の対策地域においては排出基準を満たした自動車による走行を行っていること。(輸配送に適用)
- GPS-AVM システムの導入による効率的な配車。(旅客輸送に適用)

■解説

【対象範囲・定義】

<輸配送>

- 国内向けの信書、宅配便、小包郵便物(一般、冊子等)及びメール便の配送の委託。

- ア. 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。
- イ. 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物をいう。
- ウ. 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量な荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量1kg以下の一口一冊の貨物をいう。
- 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

＜旅客輸送＞

- 一般貸切旅客自動車(バス)、一般乗用旅客自動車(タクシー)の利用の契約

【基準の解説】

- 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
- 「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、基本方針の別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 輸配送における「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関(モード)の転換(シフト)を図ることをいう。ただし、その主業務が幹線輸送を伴わない場合は、輸配送の基準には適用しない。
- 輸配送における「輸配送効率の向上のための措置」の要件は次のとおり。
 - ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
 - イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。
 - ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
 - エ. 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。
- 旅客輸送における「旅客輸送効率の向上」及び「空車走行距離の削減」のための措置は、次のとおり。
 - ア. 一般貸切旅客自動車(バス)にあっては次の要件ア及びイを満たすことをいう。
 - イ. 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
 - ウ. 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。
- 「環境報告書」とは、環境配慮促進法第2条第4項に規定する環境報告書をいう。

【参考情報】

- 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団「グリーン経営認証」
→ <https://www.green-m.jp/>
- エコドライブ10のすすめ
→ https://www.ecodrive.jp/eco_10.html

調達実績のカウントに係る留意点

- 輸配送(国内向けの信書、宅配便、小包郵便物及びメール便)については、個別の発送数ではなく1契約単位で記載する
- 旅客輸送の件数は、利用単位ではなく、契約単位とする。

調達のポイント

- グリーン経営認証は、交通エコロジー・モビリティ財団(エコモ財団)が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づき一定レベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。対象はトラック、バス、タクシー事業者であり、この認証を受けた事業者は、グリーン購

入法の「輸配送」「旅客輸送」の輸送に係る判断の基準を満たした役務提供をしています。

- 軽油を燃料とする自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油(B5)及びリニューアブルディーゼル(RD)の供給体制が整備されている地域から利用可能性を検討しましょう。
- 輸配送に当たって航空機を利用する場合は、持続可能な航空燃料(SAF)の利用が可能か検討しましょう。

□機密文書処理

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.506)の認定サービスは、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

機密文書処理	<ol style="list-style-type: none"> 施設の状況に応じた分別・回収・処理方法の提案 機密文書の処理にあたって、製紙原料として利用可能な処理の実施 <ol style="list-style-type: none"> 古紙再生の阻害となるものを除去する設備・体制の構築 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備における処理 破碎処理にあたっては、可能な限り紙の纖維が保持される処理の実施 機密処理・リサイクル管理票の提示
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■配慮事項

- 機密文書の発生量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること。
- 紙(印刷・情報用紙及び衛生用紙)として再生可能な処理が行われること。
- 運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルートの効率化が図られていること。
- 可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による運搬が行われること。

■解説

【基準の解説】

- 「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。この証明書は溶解、破碎などの処理を事業者に委託した場合に提示される。次ページの記載例参照。

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク認定の機密文書処理サービス(No.506)は、グリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- 一般社団法人全日本機密文書裁断協会
→ <https://www.papyrusnet.jp/>
- リサイクル対応型機密文書処理ガイドライン(公益財団法人古紙再生促進センター)
→ <http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/Guidelines-of-confidential-documents-processing-.pdf>
- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- 契約件数をカウントする。

調達のポイント

- 古紙原料としてのリサイクル性を考慮して、機密文書処理の委託先を選定しましょう。
- 機密文書として排出する際には、排出者側で阻害要因となる材料を取り除くことが重要です。清掃の別表1に記載の古紙の分別方法(例)を参考に分別方法を定め、別表2に示された古紙再生の阻害要因となる材料を取り除くよう努めましょう。
- 廃棄書類は、機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量を削減しましょう。
- 破碎処理を行う場合は、リサイクルの観点から裁断紙片はより大きい方が望ましいといえます。
- 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うようにしましょう。また、シュレッダー屑は紙原料としての有効利用の観点から、廃棄・焼却せず古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼しましょう。

詳細情報

機密処理・リサイクル管理票の例

機密処理・リサイクル管理票 (A票)									
① 排出事業者 (委託者)					② (該出事業者担当者)				
所在地: 〒000-0000 △△県XX市○○町■■■ 名称: 株式会社○▲□ TEL: 00-000-0000		所在地: 〒000-0000 □□市●●町◆◆ 名称: ◇◇◇支部 TEL: 00-000-0000 所属: ○○部○○課 氏名: 山田 太郎		(該出事業者担当者)					
③ 資源物の種類									
品目	個数	重量 (kg)	単価 (円)	金額 (円)	品目	個数	重量 (kg)	単価 (円)	金額 (円)
出張搬送サービス					コピー用紙				
引取搬送サービス	3個				雑誌類				
					新聞紙				
					段ボール				
					シュレッダ駆動用				
機密処理・回収業者					再生資源取扱業者				
所在地: 〒 - - - (名称) TEL: - - - 運搬車両番号				所在地: 〒 - - - (名称) TEL: - - -					
機密処理・回収業者→排出事業者									
発行:一般社団法人パビルスネットワーク企画会									

- 排出者(委託者)の本社所在地、名称、電話番号
- 文書回収箱を設置する排出者(委託者)の事業所の所在地、名称等
- 品目、個数等(資源物の種類欄)
- 回収日
- 確認印

□ 庁舎等において営業を行う小売業務

■ 特定調達品目及びその判断の基準

庁舎等において営業を行う小売業務	<ol style="list-style-type: none"> 容器包装の過剰な使用抑制のための独自の取組の実施 消費者のワンウェイ製品及び容器包装廃棄物の排出抑制のための独自の取組の実施 食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定 <ol style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の発生抑制のための消費者への呼びかけ、啓発等 持続可能性に関する食品の原材料の調達方針等の公表 食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下(食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用) 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 再使用を前提とする容器包装は、当該店舗において返却・回収 ワンウェイのプラスチック製の買物袋(レジ袋)を提供する場合は、次の要件を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> 提供するすべての買物袋にバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが 50%以上使用 <ol style="list-style-type: none"> 呼び厚さが 0.02mm 以下であること 素材が単一であるなど再生利用のための工夫 認定プラスチック使用製品を取り扱うこと(対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、要件を満たす製品の取扱い) <p>*要件は基準の解説を参照。</p>
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■ 配慮事項

- 店舗での取扱商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。
- 店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。
- レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。
- 食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。
- 食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。
- プラスチック製のごみ袋を使用する場合は、「ごみ袋等」のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。
- 冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。
 - 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。
 - 冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したものであること。

■ 解説

【対象範囲・定義】

- 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業を行う小売業務が対象。

- 判断の基準及び配慮事項の「再生利用等」は、食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)に基づく再生利用等をいう。食品リサイクル法に基づく再生利用等の業種別目標値は、食品小売業が60%、外食産業が50%である(2019~2023年度までの目標値)。
- 食品循環資源の再生利用等の基準実施率は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(判断基準省令)による。参照:関係法令、ガイドライン等:農林水産省
- 判断の基準の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制をいう。
- 判断の基準の「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。

【基準の解説】

- 容器包装の過剰な使用抑制のための「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することなど、小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 消費者のワンウェイのプラスチック製品及び容器包装廃棄物の排出抑制のための「独自の取組」とは、以下のいずれかの取組をいう。
 - 商品の販売に際して消費者に買物袋等(レジ袋等)を有償で提供
 - 消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘因するため景品等を提供
 - 自ら買物袋等を持参しない消費者に対し、繰り返し使用が可能な買物袋等(布製、ポリエスチル製のバッグ等)を提供
 - ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等のワンウェイのプラスチック製品や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認する(買物袋の要・不要の確認)
 - その他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置
- 容器包装とは、容器包装リサイクル法に定める商品を入れる「容器」および商品を包む「包装」(商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む)であり、商品を消費したり、商品と分離した場合に不要となるもの(容り法第2条第1項参照)。なお、容器包装リサイクル法の分別収集の対象となる容器包装は、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールであるが、アルミ缶以下の4品目については、既に市場経済の中で有価で取引されており、円滑なリサイクルが進んでいるため、再商品化義務の対象ではない。
- 食品廃棄物等の単位当たり発生量に関する判断の基準については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合においては、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで適合しているものとみなす。
- 食品廃棄物等の発生抑制に関する単位当たり発生量の目標値(2024~2028年度)は下表のとおり。

食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種(一部抜粋)

業種	業種区分	発生原単位の分母	目標値
食品小売業	各種食料品小売業	売上高	41.0kg/百万円
	食肉小売業(卵・鳥肉を除く)	売上高	28.3kg/百万円
	菓子・パン小売業	売上高	76.1kg/百万円
	コンビニエンスストア	売上高	41.8kg/百万円

出典:https://www.maff.go.jp/j/shokusa/recycle/syokuhin/hassei_yokusei.html

- 店舗における再使用容器の回収は、リユースびんを使用した飲料容器等を回収する箱を設置すること等をいう。
- レジ袋は、バイオマスプラスチックが50%以上配合されているものであること(原料は第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものであること)。配慮事項は可能な限り高配合であること(バイオポリエチレン等が該当)
- 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料混合時に投入量に応じてバイオマス特性を割り当てる「マスバランス方式」を含み、この方式を用いる場合は、独立認証機関の基準に基づき第三者によるサプライチェーンのトレーサビリティ認証が必要となる。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率(プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合)を乗

- じたものとする。マスバランス方式によりバイオマス由来特性が割り当てられたプラスチックを原料とする場合にあっては、当該割当率をもってバイオベース合成ポリマー含有率に代えて適用する。
- 「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品をいい、対象となる製品分野及び製品、求められる要件等は、次のとおり。ただし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない場合に限る。

*【要件】

- ア. ペットボトル入り清涼飲料製品のうち、清涼飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用されていること。
 - イ. 文具のうち、クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダーであって、本基本方針「3. 文具類」に示す各品目に係る基準値1を満たすこと。
 - ウ. 家庭用化粧品製品のうち、シャンプー・リンス、ボディーウオッシュ、ハンドソープであって、家庭用化粧品容器が認定プラスチック使用製品であること。
 - エ. 家庭用洗浄剤製品のうち、洗濯用洗剤、柔軟仕上げ剤、台所用洗剤、食洗器用洗剤、住居用洗剤であって、家庭用洗浄剤容器が認定プラスチック使用製品であること。
- 認定プラスチック使用製品に係る詳細は、巻末の参考資料を参照。
- 「常時監視システム」とは、第一種特定製品におけるフロンの漏えいや機器の故障等を常時監視する仕組みであり、本体に内蔵されたタイプまたは専用機器を接続するタイプを含み、機器の使用開始時点での必要な設置・接続(サービス契約が必要な場合は契約締結を含む)が完了し、当該システムが利用可能な状態であることをもって適合とする。

【既存のラベル等との対応】

- バイオマスプラスチックについての詳細は、「ごみ袋等」の参考及び巻末の「2. 参考資料」を参照。

【参考情報】

- 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
→ <https://www.jcptra.or.jp/>
- 環境省「食品ロスポータルサイト」
→ <https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html>
- リサイクル食品ロス(農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室)
→ <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/161014.html>
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)の普及啓発ページ
→ <https://plastic-circulation.env.go.jp/about/hourei>
- 認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野及び認定基準
公益財団法人廃棄物・3R研究財団
<https://www.jwrf.or.jp/plastics/standard/index.html>
一般財団法人ボーケン品質評価機構
https://www.boken.or.jp/find_tests/chemical_analysis/sustainability_certification_verification/34312/

調達実績のカウントに係る留意点

- 庁舎等において営業を行う小売業務の契約件数とする。
- 複数年度にまたがる契約を行う場合には、契約した年度に計上し、契約の更新時には計上しない。新基準は、次の契約から適用される。

調達のポイント

- 庁舎内において小売事業者と委託契約等を行う場合、ワンウェイのプラスチック製の容器等の使用的抑制及び食品ロスを含む食品廃棄物の削減の観点から、容器包装廃棄物及び食品廃棄物の削減に資する取組を推進している事業者と契約することが求められます。

□クリーニング

■特定調達品目及びその判断の基準

クリーニング	<ol style="list-style-type: none"> ドレンの回収及び再利用による省エネルギー、水資源の節約等 エコドライブの実施 ハンガーの回収及び再使用の仕組みの構築 袋・包装材の削減のための独自の取組の実施
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■配慮事項

- 揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。
- ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。
- 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。
- 可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。
- プラスチック製のハンガーは、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。
- 包装用のプラスチック製の衣類カバーは、可能な限り薄肉化、減量化が図られていること。
- バイオマスプラスチック又は再生プラスチック製の袋が使用されていること。
- 省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。

【基準の解説】

- 判断の基準④の「独自の取組」とは、エコバッグ等の利用の推奨、持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認すること又は有償で提供すること等の袋・包装材の削減に資する取組をいう。
- 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料混合時に投入量に応じてバイオマス特性を割り当てる「マスバランス方式」を含み、この方式を用いる場合は、独立認証機関の基準に基づき第三者によるサプライチェーンのトレーサビリティ認証が必要となる。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- 配慮事項のバイオマスプラスチック製の袋については、LCA評価等により環境負荷低減効果が確認されたものであること。

【参考情報】

- 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
→ <https://www.zenkuren.or.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 当該年度に契約する業務の契約件数をカウントする。
- 毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行うクリーニングは含めない。

調達のポイント

- クリーニングの配慮事項については、クリーニング事業者が環境負荷低減を図る上で重要な事項が規定されています。調達にあたっては、配慮事項への対応状況についても確認しましょう。
- クリーニング品の受け取りに当たっては、再使用可能なエコバックを利用するなど、袋・包装材の削減に取り組みましょう。

□自動販売機設置

■特定調達品目及びその判断の基準

飲料自動販売機設置	<p>1. エネルギー消費効率の基準値が以下の基準を満たすこと</p> <p><缶・ボトル飲料自動販売機></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 125%以上 ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率が 900kWh 以下 <p>ただし、エネルギー消費効率達成率が 140%以上の場合は、エネルギー消費効率が 1000kWh 以下</p> <p><紙容器飲料・カップ式自動販売機></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 100%以上 <p>2. エネルギー消費効率に加えて、以下の基準をすべて満たすこと</p> <p>ア. ノンフロン機であること</p> <p>イ. 環境配慮設計及びその実施状況の公表</p> <p>ウ. 本体機器の照明には LED が使用されていること</p> <p>エ. 特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表</p> <p>オ. 照明が常時消灯されていること(屋内設置の場合)</p> <p>カ. 飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施</p> <p>キ. 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有</p> <p>3. 認定プラスチック使用製品を取扱うこと(対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、要件を満たす製品の取扱い)</p> <p>*要件は「解説」を参照。</p>
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■配慮事項

- 自販機本体の年間消費電力量、省エネ基準達成率、冷媒の種類・地球温暖化係数及び封入量が自販機本体に表示されていること。また、ウェブサイトにおいて公表されていること。
- 自動販売機本体の定量的環境情報(カーボンフットプリント)の算定・開示。
- 直射日光を避けるよう配慮されていること(屋外設置の場合)。
- マイカップに対応可能であること(カップ式飲料自動販売機の場合)。
- 真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。
- 再生プラスチック部品の可能な限りの使用。
- ゾーンクーリング機能を有すること。(缶・ボトル飲料自動販売機に適用)
- 電動車等又は低燃費・低公害車の利用や配送回数の削減等、物流に伴う環境負荷の低減。
- 飲料容器の回収時にごみ袋を使用する場合には、ごみ袋等のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品の使用。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 缶・ボトル飲料、紙容器飲料及びカップ式飲料自動販売機の設置を対象とする。ただし、①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの、②台の上に載せて使用する小型の卓

上型のもの③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの、④電子冷却(ペルチェ冷却等)により、飲料(原料)を冷却しているものは除く。

【基準の解説】

- 「フロン類」とは、フロン排出抑制法第2条第1項に定める物質をいい、使用できる物質は二酸化炭素、炭化水素、ハイドロフルオロオレフィン(HFO-1234yf)等)である。フロン排出抑制法については参考資料を参照。
- 災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機については、機能が優先されるため消費電力に係る基準は適用しないが、可能な限り省エネ基準達成率の高い機器を選択すること。
- 回収箱の設置については、すべての自販機脇への設置を求めるものではなく、機器の設置台数、設置場所、飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
- 特定の化学物質に係る基準については、リユース部品には適用しない。
- 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料混合時に投入量に応じてバイオマス特性を割り当てる「マスバランス方式」を含み、この方式を用いる場合は、独立認証機関の基準に基づき第三者によるサプライチェーンのトレーサビリティ認証が必要となる。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- 「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品をいい、対象となる製品分野及び製品、求められる要件等は、次のとおり。ただし、調達に際しての支障や供給上の制約がない場合に限る。

*【要件】

ペットボトル入り清涼飲料製品のうち、清涼飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用されていること。

認定プラスチック使用製品の詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

- 定量的環境情報は、自動販売機本体に適用することとし、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。ただし、令和8年4月1日以降に製造された缶・ボトル飲料自動販売機(新造機)に適用する。

【既存のラベル等との対応】

- 省エネ法トップランナー基準を満たした製品は、エネルギー消費効率に係る基準を満たしている。

【参考情報】

- (一社)日本自動販売システム機械工業会
→ <https://www.jvma.or.jp/>
- (一社)全国清涼飲料連合会
→ <https://www.j-sda.or.jp/>
- 清涼飲料自販機協議会「グリーン購入法適合機種一覧」
→ <https://www.jsvmc.jp/itiran/index.html>
- (一財)省エネルギーセンター(特定機器判断基準審議資料)
→ <https://www.eccj.or.jp/toprunner/>
- 認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野及び認定基準
公益財団法人廃棄物・3R研究財団
<https://www.jwrf.or.jp/plastics/standard/index.html>
一般財団法人ボーケン品質評価機構
https://www.boken.or.jp/find_tests/chemical_analysis/sustainability_certification_verification/34312/

調達実績のカウントに係る留意点

- 契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。
- 年間を通じて契約又は使用許可する場合、契約を行った当該月にカウントする。
- 契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えを伴わない場合はカウントしない。

調達のポイント

- 飲料自動販売機の設置にあたっては、省エネ法のトップランナー基準をクリアした、可能な限りエネルギー消費効率基準達成率の高く、消費電力量の低いものを選択しましょう。また、利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置しましょう。
- 設置場所についても、エネルギー効率に影響するため、可能な限り環境負荷の低い場所(屋内、日陰等)に設置することが望ましいといえます。
- マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、衛生面の問題が発生しないよう、購入者への注意喚起を行いましょう。
- 清涼飲料自販機協議会では、グリーン購入法に適合する機種に係る情報を公開しています。

参考

清涼飲料業界によるプラスチック資源循環宣言について

清涼飲料業界(全国清涼飲料連合会)は、循環型社会形成推進基本計画(2018)に基づき、海洋プラスチック問題や資源制約に対応するため、3R推進と回収・リサイクルの高度化によるプラスチック資源循環の総合的強化に取り組んでいます。

■清涼飲料業界のプラスチック資源循環戦略に対する基本的考え方

- 機能性を確保した環境配慮設計の推進
- 関係団体と連携したコスト最適化と回収・再生利用の高度化
- 再生材利用(ボトル to ボトル等)の拡大
- ポイ捨て防止やまち美化の促進、消費者への啓発強化

■2030年ボトル to ボトル比率 50%宣言(2021年4月19日)

- 2030年までにPETボトルの水平リサイクル比率※を50%へ引き上げる目標を設定。

■清涼飲料業界のプラスチック資源循環宣言(2018年11月)

- 関係者と連携し、2030年度までにPETボトル100%有効利用を達成する方針を提示。
- 短・中・長期で段階的な取り組みを整理。

■清涼飲料業界のプラスチック資源循環宣言を踏まえた短期・中期・長期の取組みの方向性

短期(2020年度)

- 国民運動と連動した業界としての啓発活動と広報強化
- 3R推進団体連絡会と協力し、第3次自主行動計画の達成
目標 2020年度リサイクル85%以上、リデュース25%(2004年度比)
- 自販機専用空容器リサイクルボックスにおけるリサイクル啓発及び効率的な回収への取組強化
- 環境NGO等ステークホルダーとの連携強化
- 再生材利用拡大(ボトル to ボトル等)への課題整理及び推進
- 代替素材活用への取組み推奨(バイオマスプラスチック等)

中期(2025年度)

- 国や地域との協働による、より効率的な回収システム構築
- ポイ捨て防止条例強化要請
- 再生材・代替素材の積極的な活用推進

長期(2030年度)

- PETボトル100%有効利用を目指した業界の姿勢・取組み
- 世界に誇る日本の回収・リサイクルシステムの価値と根拠を定量的かつサイエンスベースで示し、諸外国への波及を目指した関係団体との協働

資料:一般社団法人全国清涼飲料連合会ホームページ

※「PETボトルリサイクル年次報告書2025」によると、2024年度のボトル to ボトルの比率は、37.7%と前年度の33.7%から4ポイント増加している。

□引越輸送

参考となる環境ラベル等:グリーン経営認証



*グリーン経営認証取得事業者(交通エコロジー・モビリティ財団)は、輸送に係る判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

引越輸送	<ol style="list-style-type: none"> 特定調達物品の使用(梱包及び養生) 反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材の使用 引越終了後の梱包用資材の回収の実施 自動車による輸送を伴う場合は、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 環境保全のための仕組み・体制の整備 エコドライブ推進の措置 車両の点検・整備の実施
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■配慮事項

- 環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われること。
- 梱包・養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減等の省資源化
- 梱包・養生用資材について、再生材料、バイオマスプラスチックが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。
 - エネルギーの使用の合理化
 - 電動車等又は低燃費、低公害車の導入・電動車等又は低燃費、低公害車による輸送
 - 輸配送効率の向上のための措置の実施
 - エコドライブ装置の導入
 - VICS、ETC 等、ITS の導入
 - NO_x・PM 法の対策地域における自動車排出ガス基準の遵守

■解説

【対象範囲・定義】

- 庁舎移転等(庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。)に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務。美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる特殊な品目を除く。

【基準の解説】

- 反復利用可能な梱包・養生用資材は、段ボール等紙製の梱包用資材が引越事業者等によって提供される場合に適用する。事業者は発注者の求めに応じて、あらかじめ期限及び回数を定めて回収を実施する。
- 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

- 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(令和 2 年 1 月)に基づく運転をいう。
- 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
 - エコドライブに係る運転者への周知。
 - エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成及びエコドライブの推進体制を整備。
 - エコドライブに係る教育・研修等の実施。
 - 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を実施。
- 「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、燃費の維持向上を目的に自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 配慮事項の「引越輸送の方法の適切な提案」は、引越事業者等が発注者に対し、具体的な提案が可能となる契約方式の場合に適用する。
- 「輸送効率の向上のための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
 - エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
 - 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。
 - 輸送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
- 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料混合時に投入量に応じてバイオマス特性を割り当てる「マスバランス方式」を含み、この方式を用いる場合は、独立認証機関の基準に基づき第三者によるサプライチェーンのトレーサビリティ認証が必要となる。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- バイオマスプラスチックは、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。

【既存のラベル等との対応】

- グリーン経営認証取得事業者は、自動車による輸送に係る判断の基準を満たしている。

【参考情報】

- 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
→<https://www.ecomo.or.jp/>
- グリーン経営認証
→<https://www.green-m.jp/>
- 全日本トラック協会
→ <https://www.jta.or.jp/index.html>
- 全日本トラック協会(引越し・宅配)
→https://jta.or.jp/member/hikkoshi_member.html

調達実績のカウントに係る留意点

- 庁舎等のビル間の移転のみでなく、ビル内移動、フロア内移動を委託契約により行う場合も含みます。
- 美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となるものは対象から除外します。

調達のポイント

- 引越に伴う廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法に基づき適正に委託する必要があります。特に産業廃棄物の収集・運搬・処分を委託する場合には、産業廃棄物事業者と事前に契約し、処理施設・最終処分場の所在地及び処分方法等の確認が必要となります。一般廃棄物についてもこれに準じることが望ましいとされています。産業廃棄物は、引渡しと同時に産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要があります。一般廃棄物についてもこれに準じることが望ましいとされています。
- 庁舎等移転の企画、設計、設備工事、内装工事、輸送、原状回復工事等を一括して発注する場合は、資源の有効利用や機器の選定、輸送等に係る環境負荷低減について事業者に提案を求めましょう。
- グリーン経営認証を取得している事業者は、自動車輸送に係る判断の基準に適合しています。

参考

引越廃棄物の処分について

庁舎等事務所の引越に伴い、これまで使われてきた机、椅子、ロッカー、書棚、応接用の家具、テレビ、コンピュータ、書類など様々なものが不要になり、廃棄物として排出されます。これらは、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されますが、どちらも排出する事業者の責任で処理することが原則となり、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者、一般廃棄物は市町村又は一般廃棄物処理業者に処理を委託することになります。

産業廃棄物については、収集運搬は産業廃棄物収集運搬業者に委託し、処分は産業廃棄物処分業者に委託しなければならず、委託契約は書面(委託契約書)によりなされなくてはいけません。引越を発注する事業者は、この委託契約の際に、引越廃棄物の運搬場所、処分方法、最終処分場所及び、これらを誰に委託するのかについて、あらかじめ確認を行っておくことが重要です。

排出事業者はこの委託契約書とは別に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、運搬や処分が終了した後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が運搬、処分されたことを確認することが必要です。

また、引越請負業者が用いる養生用の資材、梱包用の資材は、引越請負業者が排出する廃棄物として処理することが原則ですが、ダンボール等の梱包資材については、荷物を開梱するまでは排出されないため、引越を発注する側が排出する廃棄物となることがあります。一方で、引越業務終了後でも、引越請負業者がこうした資材を回収し再使用することは、資源の有効利用の観点からは望ましいことといえるため、梱包資材等の回収方法、回収期限等について、あらかじめ引越請負業者との間で確認を行い、積極的に引越請負業者が回収するよう検討することが重要です。なお、不要となった書類等古紙(いわゆる専ら物)を紙製品の原材料としてリサイクルするために回収する場合については、引越請負業者が当該廃棄物を引き取ることは可能です。

事務所の引越廃棄物の種類と主な処理先

具体例	区分	主な処理委託先
家具等(事務用・応接用の机、椅子、本棚、ロッカー、カーペット等)	材質に応じ、産業廃棄物である金属くず、廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くずに該当	産業廃棄物処理業者に委託 市町村で粗大ごみとして受け入れている場合もある
	金属、廃プラスチック、ガラス、陶磁器と木製又は繊維製若しくは皮製のものの複合製品は、総体として産業廃棄物に該当	
	上記以外の木製の机、椅子などのものは、一般廃棄物に該当	市町村又は市町村の許可業者に委託
情報通信機器(コンピュータ、プリンタ、その他の附属機器)	材質に応じ、産業廃棄物である廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くずに該当	国の認定を受けたパソコンメーカーに委託 または、産業廃棄物処理業者に委託
家電 4 品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)	材質に応じ、産業廃棄物である廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くずに該当	家電リサイクル法に基づき購入した小売店に引き渡す これが困難な場合は、産廃処理業者に委託
電気製品(掃除機、扇風機等)	材質に応じ、産業廃棄物である廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くずに該当	産業廃棄物処理業者に委託 市町村で受け入れている場合もある
雑誌、書籍、書類	通常の業務で不要とされるものは、一般廃棄物に該当	古紙回収業者に委託

※産業廃棄物処理の委託にあたっては、許可を有する産業廃棄物処理業者へ委託

□会議運営

■特定調達品目及びその判断の基準

会議運営	<ol style="list-style-type: none"> 紙類の基準を満たす用紙の使用、適正部数の印刷、両面印刷等による紙資源の削減 ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物の印刷に当たっては、「印刷」の判断の基準を満たすこと 紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。 会議の参加者に対し、次の取組の奨励を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用 <ol style="list-style-type: none"> クールビズ・ウォームビズ 筆記具等の持参 飲料等が提供される場合には、次の要件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ワンウェイのプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の不使用 <ol style="list-style-type: none"> 繰り返し利用可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■配慮事項

- 可能な限り既存の物品を使用すること。新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目の判断の基準を満たすこと。
- ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。
- 自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、電動車等又は低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。
- 食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製品及び容器包装を使用しないこと。また、提供する飲食物の量を調整可能とすること又は会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明した上で、持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。
- 資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 委託契約等により会議の運営を含む業務。会議の運営単体だけでなく、他の役務において会議体の設置、運営を含む場合にも適用する。

【基準の解説】

- 両面印刷等には、2in1、4in1印刷なども含むこととする。
- 飲料の提供にあたっては、ペットボトルではなく、リユース可能なグラスやカップを活用することが求められる。
- 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」(令和2年1月)に基づく運転をいう。

調達実績のカウントに係る留意点

- 会議の運営を含む委託業務の総件数を分母とし、基準を満たす会議の運営をカウントする。
- 会議の運営単体だけでなく、調査研究委託等の役務において会議体の設置、運営を含む場合も件数に含める。

調達のポイント

- 紙資料の印刷にあたっては、モノクロ印刷とカラー印刷を必要に応じて使い分け、できるだけカラー印刷を行わないことは、コスト及び環境負荷の低減の観点から望ましいといえます。
- 紙資料の削減、移動に係る環境負荷低減の観点から、Web会議システムを活用し、対面で会議を実施する際にもタブレット端末を活用したペーパレス会議の実施について、検討を行いましょう。
- 飲料の提供にあたっては、繰り返し利用可能なリユースカップを活用しましょう。状況に応じ、出席者にマイボトルの持参を奨励することも検討しましょう。
- 庁舎内等で会議を行う場合にも、会議運営の判断の基準及び配慮事項の主旨を踏まえ、可能な限り紙資料及び廃棄物の削減及びエネルギー使用の削減に努めましょう。

□印刷機能等提供業務

■特定調達品目及びその判断の基準

印刷機能等提供業務	<ol style="list-style-type: none"> コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ並びにデジタル印刷機を導入する場合は、次の判断の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 各機器は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。 資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種に該当する機器は、契約終了後に使用済みの機器を回収し、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。再使用又は再生利用できない部分については、減量化等による適正処理を行い、単純埋立てされないこと。 カートリッジ等を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。 特定調達品目に該当する用紙を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。 機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえた以下の提案を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策 <ol style="list-style-type: none"> 環境負荷低減に向けた適切な機器の製品仕様及び設置台数
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■配慮事項

- コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。
- 使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと(受注者がトナー、インクを供給した場合に適用)。
- 機器、消耗品の提供にあたっては、梱包用資材の再使用、簡易包装、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 印刷機能等提供業務の範囲は保守業務を含む以下のいずれかの業務とする。
 - 機器の導入及び保守業務及び消耗品の供給業務
 - 機器の導入及び保守業務
 - 保守業務及び消耗品の供給業務
- コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナは、基本方針に示す「5.画像機器等」、デジタル印刷機は、「7.オフィス機器等」の対象となる機器を導入する場合に適用される。カートリッジ等は、「5-6 カートリッジ等」の対象となるトナーカートリッジ、インクカートリッジをいう。
- 資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種には、複写機の製造業(その事業年度における複写機の生産台数が一千台以上のメーカー)が該当する。

【基準の解説】

- 機器の実績等を踏まえた環境負荷低減に向けた提案は、発注者と受注者が協議し、環境負荷低減効果、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。環境負

荷低減効果には、機器の最適配置による消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の削減等が該当する。

- 紙及びトナー又はインクの削減対策の例として以下が挙げられる。
 - ✓ 両面印刷、縮小印刷、集約印刷の促進
 - ✓ 機器パネルによる環境負荷情報(印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等)の可視化
 - ✓ 用紙の再利用機能(消せるトナーの利用)
 - ✓ ソフトウェアによるトナー又はインクの節約
 - ✓ ユーザ認証による管理の実施(IDカード等の活用による文書蓄積型印刷、個人別印刷枚数の管理等)

調達実績のカウントに係る留意点

- コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ並びにデジタル印刷機を導入する場合であって、当該機器の保守を含む場合の業務の契約件数をカウントする。保守業務を含まない場合には、物品の該当する品目としてカウントする。

調達のポイント

- 機器の調達にあたって、保守業務を含む場合には、役務の印刷機能等提供業務として発注することにより、機器の利用状況等を踏まえた最適配置や台数の提案を行うことが事業者に求められます。サービシング推進の観点から、機器は役務として調達するよう検討しましょう。
- IDカード等を活用したユーザ認証による管理や文書蓄積型印刷を行うことにより、用紙の使用量の削減が図られます。

■22 ごみ袋等

□プラスチック製ごみ袋

参考となる環境ラベル等:

エコマーク



*エコマーク(No.128 分類 E)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

バイオマスプラスチックマーク



*バイオマスプラスチックマーク
25%以上配合品はグリーン購入法の原料配合率の基準を満たしています。

バイオマスマーク



*バイオマスマーク 25%以上配合品はグリーン購入法の原料配合率の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

プラスチック製
ごみ袋

- 1.次のいずれかの要件を満たすこと。
次のア若しくはイのいずれかの要件、並びにウ及びエの要件を満たすこと。
ア. バイオマスプラスチック 25%以上使用(バイオベース合成ポリマー含有率 25%以上)
イ. 再生プラスチック 40%以上使用
ウ. 上記1.ア又は1.イに関する情報の表示
エ. プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用
- 2.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

■配慮事項

- シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。
- バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。
- ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等を除く。

【基準の解説】

- 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率(プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合)を乗じたものとする(バイオポリエチレン等が該当)。

- 判断の基準 1.ウの「情報の表示」とは、判断の基準 1.アのバイオマスプラスチックの配合率(バイオベース合成ポリマー含有率)又は判断の基準 1.イの再生プラスチックの配合率が製品本体、製品の包装に表示又はカタログ、ウェブサイト等において提供されていることをいう。
- 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料混合時に投入量に応じてバイオマス特性を割り当てる「マスバランス方式」を含み、この方式を用いる場合は、独立認証機関の基準に基づき第三者によるサプライチェーンのトレーサビリティ認証が必要となる。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率(プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合)を乗じたものとする。マスバランス方式によりバイオマス由来特性が割り当てられたプラスチックを原料とする場合にあっては、当該割当率をもってバイオベース合成ポリマー含有率に代えて適用する。
- 充填剤とは、プラスチックの增量を主目的として使用することを防止するために設定しており、着色・補強・帯電防止その他プラスチックの機能変化を主目的に添加する物質には適用しない。
- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び 14044)、カーボンフットプリント ガイドライン(経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク(No.128 日用品 E. 清掃・収納用品、室内装飾・芸術品)の認定基準を満たすプラスチック製ごみ袋は、グリーン購入法の基準に適合している。
- バイオスマート(日本有機資源協会)の認定取得品のうち、プラスチック製であって、バイオベース合成ポリマー含有率の基準を満たすごみ袋は、グリーン購入法の原料配合率の基準に適合している。
- 日本バイオプラスチック協会が運営するバイオマスプラ識別表示制度により、バイオマスマートマークを取得している製品は、グリーン購入法の原料配合率の基準に適合している。

【今後の方向性】

- 判断の基準 1.アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年 5 月 31 日)に基づき、判断の基準を満たす製品の市場への流通の動向を踏まえ、適切に引き上げることとしている。

【参考情報】

- 日本環境協会エコマーク事務局
→ <https://www.ecomark.jp/about/>
- 日本バイオプラスチック協会
→ <http://www.jbpaweb.net/>
- 一般社団法人日本有機資源協会
→ <https://www.jora.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- プラスチック製ごみ袋の調達総量(枚数)に占める基準を満たす物品の数量(枚数)の割合とする。
- 集計の対象範囲は、廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製ごみ袋とし、地方公共団体等が一般廃棄物処理に当たって指定するもの等は対象外とする(基本方針備考 1 に記載)。

調達のポイント

- 焼却を前提とするプラスチック製ごみ袋は、可能な限り再生材を多く配合したもの、バイオマス原料を多く含有したものを調達するようしましょう。
- 再生プラスチックを使用したごみ袋は、エコマークを参考に調達しましょう。
- バイオマスプラスチックを使用したごみ袋は、エコマーク、バイオプラスチックマーク、バイオスマートマークを参考として調達しましょう。ただし、バイオプラスチックマーク及びバイオスマートマークは、原料配合率以外の基準への適合性については、確認が必要です。

参考

バイオマスプラスチックに関する認定制度について	
エコマーク	
エコマーク認定のごみ袋は以下の認定基準を満たしている。	 <p>エコマーク商品類型 No.128 「日用品 Version1.27」 分類 E.清掃・収納用品、室内装飾・芸術品</p>
<p>【認定基準】</p> <p>■ フィルム製品は、全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が 40% 以上であること</p> <p>■ バイオマスプラスチックを使用する製品は、以下の要件を満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> バイオベース合成ポリマー含有率が 25%以上 植物原料の栽培から樹脂製造までのサプライチェーンを把握 バイオマスプラスチック原料樹脂 について、原料調達から廃棄・リサイクルまでの温室効果ガスの排出量(CO_2換算)が、従来の樹脂以下であることを LCA によって確認していること。 <p>■ プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。</p> <p>■ 再生ポリマーの配合率またはバイオベース合成ポリマー含有率を製品本体、製品の包装、カタログ、またはウェブサイトなどに表示</p> <p>https://www.ecomark.jp/nintei/128/128V1_E_a.pdf</p>	
バイオマスプラスチックマーク(BP マーク)	
<p>バイオマスプラスチックとは、植物等の由来物質を、プラスチック構成成分として所定量以上含むバイオマスプラスチック製品である。日本バイオプラスチック協会(JBPA)では協会が定める基準に適合する製品を「バイオマスプラ」として認証し、シンボルマークの使用を許可するバイオマスプラ識別表示制度を運用している。</p> <p>【基準の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ポジティブリスト記載のバイオマスプラスチックを使用すること。 製品中のバイオマスプラスチック度が、25.0wt%以上であること。 JBPA 指定の使用禁止物質を含まないこと。 <p>※バイオマスプラスチック度:原材料、製品に含まれるバイオマスプラスチック組成中のバイオマス由来成分の全体量に対する割合(重量%)であり、測定方法は ISO16620 に準拠する。</p> <p>◆日本バイオプラスチック協会(JBPA) (バイオマスプラ入門) http://www.jbpaweb.net/bp/</p>	
バイオマスマーク	
<p>一般社団法人日本有機資源協会(JORA)では、植物等のバイオマスを 10%以上含む製品について、品質及び安全性を確認しバイオマスマーク商品として認定している。認定製品は、プラスチック類をはじめとし印刷インキ、洗剤、繊維製品、バイオ燃料等多岐に渡り、協会では毎年認定品から任意に抽出した製品を炭素法(C14 法)によって測定し、マークの信頼性を高めている。</p> <p>【基準の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> バイオマスマークの対象商品は、バイオマス(再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。ただし、生物が直接生産する貝殻等の無機性資源は含む。)を含む商品であること。 商品中のバイオマス度が 10%以上であること。 <p>◆一般社団法人日本有機資源協会(バイオマスマーク) https://www.jora.jp/biomassmark/</p>	

2. 参考資料

1. 分野横断的事項

- (1) 省エネ法の特定機器とラベリング制度
- (2) 特定の化学物質の使用の制限
- (3) ノンフロン化の推進
- (4) バイオプラスチックについて
- (5) 合法木材の利用の推進
- (6) 原材料に鉄鋼が使用された物品の調達

2. 関連する環境施策・制度に関する情報

- (1) エコマーク
- (2) 認定プラスチック使用製品
- (3) カーボンフットプリント
- (4) SuMPO 環境ラベルプログラム
- (5) カーボン・オフセット

1. 分野横断的事項

(1) 省エネ法の特定機器とラベリング制度

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)において、特にエネルギーを多く消費する機器を「特定機器」として定め、その製造又は輸入を行う事業者等にエネルギー消費効率の向上努力を求めていきます。

トップランナー基準、省エネラベリング制度、多段階評価制度に基づく統一省エネラベルの概要は下記のとおりです。

○トップランナー基準について

エネルギー多消費機器のうち、省エネ法で指定するもの(特定機器という)の省エネルギー基準を、各々の機器において基準設定時に商品化されている製品のうち、最も省エネ性能が優れている機器の性能以上に設定するものです。2026年1月末現在、31品目が対象となっています。

◆トップランナー制度の仕組み	
	<p>トップランナー制度では、対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めていきます。</p> <p>目標となる省エネ基準(トップランナー基準)は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの(トップランナー)の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めています。</p> <p>出典:資源エネルギー庁ホームページ</p>

○省エネラベリング制度について

2000年8月にJISによって導入された制度で、家庭で使用される製品を中心に、省エネ法で定めた省エネ性能の向上を促すための「目標基準=トップランナー基準」を達成しているかどうかを、製造事業者等が「省エネラベル」に表示するものです。

○統一省エネラベルについて(多段階評価制度)

小売事業者が製品の省エネ情報を表示するため、2006年10月から開始された制度で、製品個々の省エネ性能を示す「統一省エネラベル」を本体またはその近傍に表示します。ラベルには、省エネ性能を表す数値(年間消費電力量や効率)、相対的な位置づけを示す多段階評価(★マーク)、年間の目安電気料金(または燃料消費量)などを記載します。多段階評価制度は、エネルギー消費量が大きく製品間の性能差が大きい家電製品について、省エネ性能を★の数で表示する仕組みです。

○多段階評価制度の変更について

2016年4月からは、機器や区分が異なる場合でも比較できるよう、製品の省エネ性能そのものを評価基準とし、5.0～1.0までの41段階の数値と★の数で表示する方式に改められています。これまででは製品の省エネ基準達成率に応じて、5段階の★の数を決めていましたが、新しい統一省エネラベルでは、機器や区分が異なる場合でも比較できるよう、製品の省エネ性能そのもの(kWh/年・lm/Wなど)を評価基準に変更し、多段階評価点(★の数)を算出します。

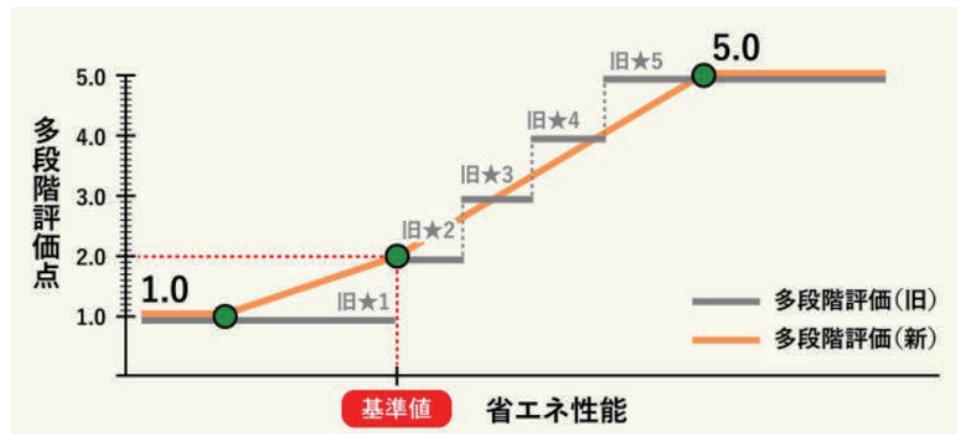


図1 新しい統一省エネラベルのポイント

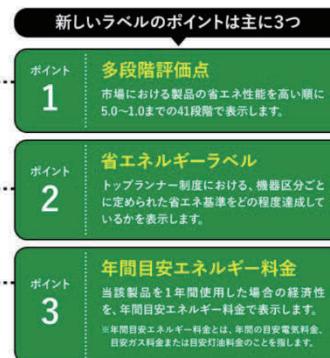


図2 ミニラベルのイメージ

出典:資源エネルギー庁 小売事業者表示制度(統一省エネラベル等)とは

[補足]

※多段階評価点に対応する星マークの表示は、「★★★★★」「★★★★☆」「★★★★」「★★☆☆」「★★☆」「★★」「★」(☆は半分を白抜きとした星(以下「半星」という。)を表す)の9段階で区分する。小数点以下1桁が0～4の場合は整数部分の星の数の区分(例えば評価点が3.3の場合は「★★★☆」)とし、小数点以下1桁が5～9の場合は整数部分の星の数に半星を加えた区分(例えば評価点が2.7の場合は「★★☆☆」)となる。

※ミニラベルは製品サイズやインターネット取引など限られたスペースで統一省エネラベルの表示が困難な場合に使用するものとされている。

詳細は、資源エネルギー庁「小売事業者表示制度(統一省エネラベル等)」を参照。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/retail/touitsu_shoenelabel/

2 参考資料

(2)特定の化学物質の使用の制限

グリーン購入法においては、主に電気・電子機器や家電製品について、特定の化学物質の使用を制限しています。特定の化学物質の対象は J-MOSS、含有率基準値は J-MOSS 及び RoHS 指令規制物質の許容値を適用しています。

1. RoHS 指令

RoHS 指令(電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する 2011 年 6 月 8 日付欧州議会および理事会指令 2011/65/EU)は、EU 域内で販売される電子・電気機器類に対し、製品に含有される特定の有害物質を制限することにより、環境破壊や健康に及ぼす危険を最小化することを目的として 2006 年 7 月 1 日に施行されました。

対象となる製品は、電気・電子機器(AC1000V、DC1500V 以下の定格電圧を持つもの)であり、制限の対象となる指定物質は以下の 10 物質です。

適用開始	対象物質	略号	最大許容濃度
2006 年 7 月～ (RoHS I)	カドミウム	Cd	0.01wt%
	鉛	Pb	0.1wt%
	水銀	Hg	0.1wt%
	六価クロム	Cr+6	0.1wt%
	ポリ臭化ビフェニル	PBB	0.1wt%
	ポリ臭化ジフェニルエーテル	PBDE	0.1wt%
2019 年 7 月～ (RoHS II)	フタル酸ジエチルヘキシル	DEHP	0.1wt%
	フタル酸ジブチル	DBP	0.1wt%
	フタル酸ブチルベンジル	BBP	0.1wt%
	フタル酸ジイソブチル	DIBP	0.1wt%

また、対象製品において 10 物質が非含有であることの適合宣言及び CE マークの表示が義務付けられています(CE マーキング)。

<p>CE マーク</p> 	<p>欧州で定められている製品安全に関する法令や規格に適合する製品に表示される。RoHS 指令およびエコデザイン指令に定められている製品の環境性能基準への適合性が確認できる</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

なお、REACH(化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則)は、2007 年 6 月 1 日に発効した EU における化学品規則です。REACH 規則の目的は、「人の健康と環境の高レベルの保護、ならびに EU 市場での物質の自由な流通の確保と、EU 化学産業の競争力と革新の強化」とされており、RoHS 指令は「電気・電子機器(製品)」が規制対象であるのに対し、REACH は「化学物質」が規制対象となっています。

2. J-MOSS グリーンマーク

特定の化学物質の含有に係る国内制度としては、J-Moss グリーンマークがあります。J-Moss は、資源有効利用促進法の省令により 2006 年 7 月から定められた制度で、指定 7 品目には「電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法(JIS C 0950)」に従い、規制物質の含有マークの表示とウェブサイトでの含有状況の表示が義務付けられています。RoHS 指令は 10 物質ですが、J-MOSS は 6 物質群で最大許容濃度は RoHS 指令と同じです。

- (1)鉛およびその化合物
- (2)水銀およびその化合物
- (3)カドミウムおよびその化合物
- (4)六価クロム化合物
- (5)PBB(ポリブロモビフェニル)
- (6)PBDE(ポリブロモジフェニルエーテル)

※1 最大許容濃度は、カドミウムは 0.01wt%、その他は 0.1wt%

※2 JIS C 0950:2021 版において含有マークの除外項目からポリマー用途のデカブロモジフェニルエーテルを削除

J-Moss に基づく含有マークの表示

J-Moss グリーンマーク 	特定の化学物質が含有率基準値以下の場合、対象 7 品目(パソコン、ユニット形エアコンディショナ、テレビ受像機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機)に限り機器の本体、包装箱、カタログ類に任意で表示できる
J-Moss オレンジマーク 	特定の化学物質が含有率基準値を超えて含有されている場合に、表示が義務付けられている

J-MOSS についての詳細はこちらを参照ください:<https://home.jeita.or.jp/eps/epsJmoss.html>

グリーン購入法において特定の化学物質の使用を制限している品目	
【判断の基準】に規定している品目	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、電子計算機(パソコン)、ディスプレイ、シュレッダー、デジタル印刷機、電子式卓上計算機、携帯電話、PHS、スマートフォン、電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電子レンジ、家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー、LED 照明器具、LED を使用した内照式表示灯、飲料自動販売機設置、印刷
【配慮事項】に規定している品目	磁気ディスク装置、ガスヒートポンプ式冷暖房機

(3) ノンフロン化の推進

1. ノンフロン化に係る法制度

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」は 1989 年に発効し、特定フロン、ハロン、四塩化炭素などは 1996 年以降全廃、代替フロンであるハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)も順次全廃され、改正を重ねて規制強化が進められてきました。2016 年 10 月、ルワンダ・キガリで議定書が改正され、温室効果が高い代替フロン(HFC)についても、生産量・消費量の削減義務が課されることとなり、2019 年 1 月 1 日に発効しました(キガリ改正)。国内では、「オゾン層保護法」が改正され、特定フロンと同様の枠組みで代替フロンの製造・輸入を規制する措置が導入されています。また、この法律では、国全体での代替フロン削減に資する低 GWP 冷媒の製造や普及に対しインセンティブを付与し、グリーン冷媒技術を世界に先駆けて開発し、その成果を国際的に展開することで、地球規模のフロン対策に貢献することを目指しています。

グリーン購入法においては、原則として冷媒や断熱材発泡剤にオゾン層破壊物質及び代替フロンを使用しないことを判断の基準として定め、ノンフロン化を進めています。

グリーン購入法においてフロンに係る判断の基準を定めている品目と代替物質の例

特定調達品目	対象	従来の物質	ノンフロン又は低 GWP の物質例	備考
ダストブロワー	封入ガス	HFC(R134a) (GWP=1430) HFC(R152a) (GWP=124)	DME(GWP<1) CO ₂ (GWP=1) HFO1234ze(GWP<1)	DME、CO ₂ 、HC、HFO の混合ガスもある DME は燃焼性有
電気冷蔵庫	冷媒	HFC(R134a) (GWP=1430)	HC (GWP=3 ~ 4)	HC(炭化水素)イソブタン へほぼ転換済み
家庭用エアコンディショナー	冷媒	HFC(R410A) (GWP=2090)	HFC(R32)(GWP=675)	HFC32 への転換が進んでいる
業務用エアコンディショナー	冷媒	HFC(R410A) (GWP=2090)	HFC(R32) (GWP=675)	家庭用に比べ充填量が多いため、一定の用途制限が必要
ヒートポンプ式電気給湯器	冷媒	HFC(R410A) (GWP=2090)	CO ₂ (GWP=1)	エコキュートは CO ₂ 冷媒
自動車	カーエアコン(1部配慮事項)	HFC(R134a) (GWP=1430)	HFO-1234yf(GWP<1)	欧州では GWP150 以下に規制されている
マットレス	発泡剤	HFC-245fa (GWP=1030)	CO ₂ (GWP=1)	現場発泡に置き換わっている
断熱材(公共工事)	断熱材	HFC(R134a) (GWP=1430) HFC(R245fa) (GWP=1030)	CO ₂ (GWP=1) HC(GWP=3 ~ 4) HFO-1233zd(GWP<1)	HFO 系の新物質はコスト高が課題
加煙試験	発煙体	HFC(R134a) (GWP=1430)	HFO1234ze(GWP<1)	急速な転換が期待
飲料自動販売機設置	冷媒・断熱材発泡剤	HFC(R134a) (GWP=1430)	HFO-1234yf(GWP<1)	缶・ボトル用自販機はほぼ転換済み

注1 GWP 値は基本的に IPCC 第 4 次報告書の値を採用。HFO 系物質については第 5 次の値を採用。

注2 ガスヒートポンプ式冷暖房機は、オゾン層破壊物質の不使用が判断の基準として設定されている。

注3 自動車は、乗用車は判断の基準(経過措置あり)、乗用車以外は配慮事項に設定。

注4 庁舎管理においては、熱源設備の維持管理にあたっての、フロンの漏えい防止に係る適切な措置が判断の基準として設定されている。

注5 令和 8 年度基本方針より、業務用エアコン、食堂、小売業務でフロンの漏えい又は機器の故障等を常時監視するシステムの使用を判断の基準又は配慮事項に設定。

2. フロン排出抑制法への対応

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」を改正し、平成25年6月に制定された法律で、同年10月から施行されています。

令和2年4月1日には、機器廃棄時の取組を強化する改正法が施行されました。フロンの充填回収業者による回収率は長年3割程度に低迷し、直近でも4割弱にとどまっていることから、廃棄時にフロン類が確実に回収されるよう、ユーザー、解体工事業者、廃棄物・リサイクル業者等が相互に確認・連携する仕組みを導入しました。

特定フロンから代替フロンへの転換だけでなく、ノンフロン・低GWP化の推進や、既に使用されている特定フロン、代替フロンを確実に回収することによる排出抑制対策が重要です。

なお、近年の改正では、GWP値の見直しや指定製品の追加、IoT常時監視による簡易点検制度などが導入され、2025年以降は業務用機器に低GWP冷媒の使用義務も予定されています。

フロン排出抑制法の対象となる主な製品の区分及びGWPの基準は下表のとおりです。

主な製品区分及びGWPの基準値

製品の区分	従来の冷媒及びGWP	代替物質例	GWP基準値
家庭用エアコンディショナー (壁掛け等)	HFC(R410A)(GWP=2090)	R32(GWP=675)	750
業務用エアコンディショナー	HFC(R410A)(GWP=2090)	R32(GWP=675)	750
自動車用エアコンディショナー (乗用自動車に掲載されるものに限る)	HFC(R134a)(GWP=1430)	HFO-1234yf (GWP<1)	150
コンデンシングユニット・定置式冷凍冷蔵ユニット	HFC(R404A)(GWP=3920) HFC(R407C)(GWP=1774)	CO ₂ (GWP=1)	1500
中央方式冷凍冷蔵機	HFC(R404A)(GWP=3920)	アンモニア (GWP<10)	100
硬質ウレタンフォーム断熱材	HFC-245fa(GWP=1030) HFC-365mfc(GWP=795)	CO ₂ (GWP=1) HC(GWP=3~4) HFO-1233zd (GWP<1)	100
専ら噴射用途	HFC-134a(GWP=1430) HFC-152a(GWP=124)	CO ₂ (GWP=1) DME(GWP=1)	10
飲料自動販売機	HFC(R134a)(GWP=1430)	HFO-1234yf (GWP<1)	10

2 参考資料

(4)バイオプラスチックについて

○バイオプラスチックとは

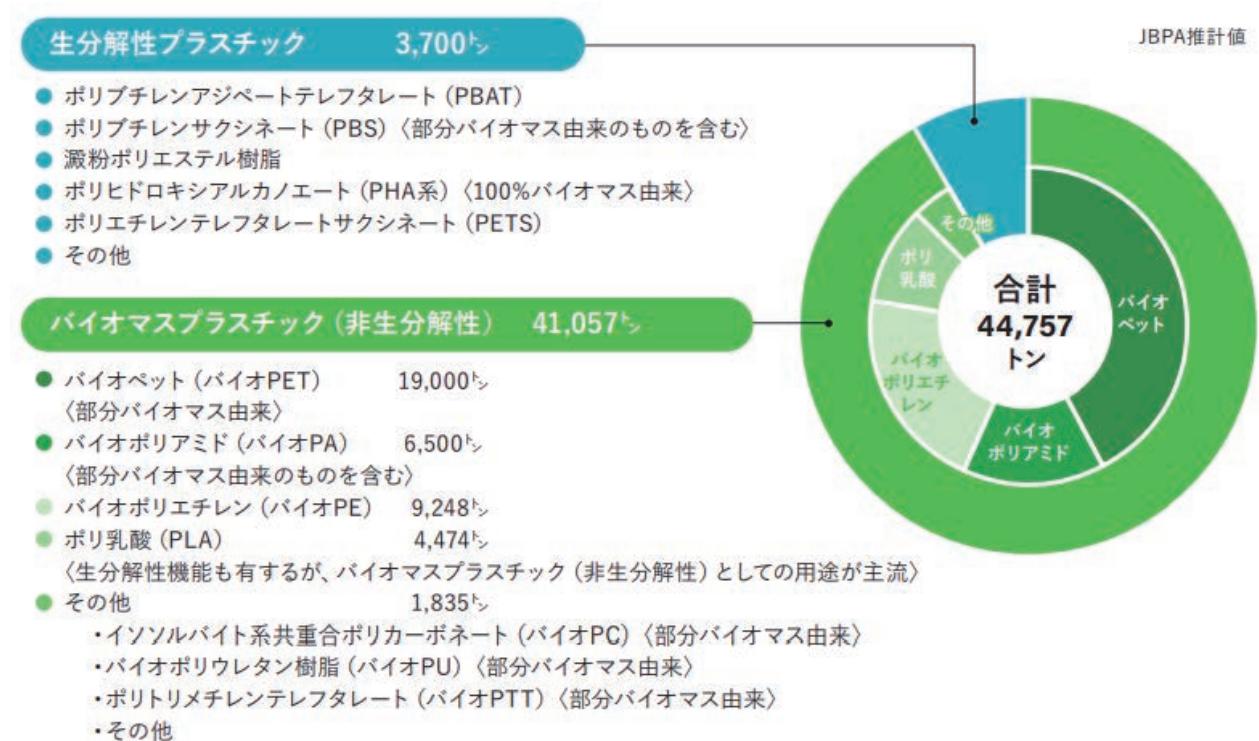
バイオプラスチックは、バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックに大別され、環境負荷低減の観点からプラスチック問題の解決策として期待されています。バイオマスプラスチックは植物など再生可能資源を原料とし、温室効果ガス排出抑制や枯渇資源削減に寄与します。一方、生分解性プラスチックは廃棄物処理の合理化や海洋プラスチックごみ削減に有効で、適切な用途での利用が推奨されています。代表例としてバイオ PET、バイオ PE、PLA などがあり、近年は新素材開発と製品への適用が進んでいます。

ただし、バイオマスプラスチックの中には、ライフサイクル全体で考えると環境負荷を増加させる可能性があるものも存在するため、使用の際には第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されているものを選択することが求められます。

バイオプラスチックの定義

プラスチックの種類	定義
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材
生分解性プラスチック	プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つ。原料として植物などの再生可能な有機資源、又は、化石資源を使用したもの
バイオプラスチック	バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称

資料:「バイオプラスチック導入口ードマップ」(令和 3 年 1 月)



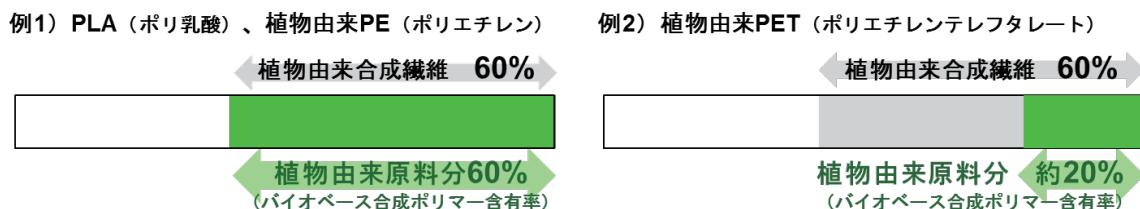
資料:「バイオプラスチック導入口ードマップ」(令和 3 年 1 月)

○バイオベース合成ポリマー含有率について

バイオベース合成ポリマー含有率とは、プラスチックまたは繊維重量に占める、バイオマスプラスチック中の植物由来原料の割合であり、同一原料で比較した場合、この割合が高いほど焼却時の温室効果ガス排出量が削減されます。

植物由来成分は種類により異なり、PLA やバイオ PE はほぼ 100% 植物由来、バイオ PET は約 30% が植物由来です(下図参照)。植物由来成分の割合は¹⁴C 法を用いて測定することができ、測定方法の規格は、2015 年 4 月に ISO16620 シリーズ(Plastic-Biobased content)として発行されています。

種類によって異なるバイオベース合成ポリマー含有率



○マスバランス方式について

マスバランス方式(マスバランスアプローチ)とは、「原料から製品への加工・流通工程において、ある特性を持った原料(例:バイオマス由来原料や再生プラスチック由来原料)がそうでない原料(例:化石由来原料)と混合される場合に、その特性を持った原料の投入量に応じて、製品の一部に対してその特性の割り当てを行う手法です。

この方式は、既存設備を活用できるため追加投資が少なく導入しやすいこと、混合製造でも認証が可能であるため再生可能資源の利用拡大に寄与すること、さらに国際認証制度への対応や環境価値の訴求につながることなど、多くのメリットがあります。一方で、製品に含まれるバイオマス量と実際の表示が一致しない可能性があるため消費者の誤認を招きかねないこと、また認証コストやトレーサビリティ確保の負担があることから、個々の製品単位で効果を直接示しにくいという課題も存在します。

グリーン購入法では、令和 8 年度の基本方針からバイオマスプラスチックにはマスバランス方式も活用できることとなりました。ただし、この方式を用いる場合は、独立した認証機関の基準に基づき、第三者によるサプライチェーンのトレーサビリティ認証が必要となります。

マスバランス方式のプラスチックを認証する主な制度(バイオマス、再生材)の例

スキーム オーナー	ISCC System	Roundtable on Sustainable Biomaterials	REDcert
制度名	ISCC PLUS	RSB Global Advanced Products	REDcert ²
表示マーク			
対象	バイオマス原料、バイオ廃棄物・残渣、化石資源由来廃棄物を原料とする、食品、飼料、エネルギー市場、および多様な産業用途(化学工業や包装など)	バイオ燃料以外の <ul style="list-style-type: none"> バイオマス原料、バイオ廃棄物・残渣を原料とする製品 生物学的手法及び、非生物由來のカーボンリサイクルによる製品 	食料品、飼料、バイオマス、化石資源由來廃棄物を原料とする化学製品
マスバランス方式 への対応	○	○	○
基準	<ul style="list-style-type: none"> 環境・社会的な持続可能性 トレーサビリティ 温室効果ガス削減(任意) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境・社会的な持続可能性 トレーサビリティ 温室効果ガス削減(比較対象比10%低減) バイオマス配合率or化石資源使用削減量(25%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境・社会的な持続可能性 トレーサビリティ 温室効果ガス削減(任意)

出典:環境省 マスバランス方式を用いたプラスチックに関する研究会資料

(5) 合法木材の利用の推進

○クリーンウッド法とグリーン購入法について

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」)」が平成28(2016)年5月20日に公布され、平成29(2017)年5月20日に施行されました。

また、川上・水際の木材関連事業者に合法性確認等の義務付けを行い、違法伐採対策の取組を強化することを目的として、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が令和7(2025)年4月1日から施行されます。

グリーン購入法においては、平成18年4月より、木材及び木材を原料とする品目について、合法性・持続可能性が証明された木材に係る規定が導入されました。この規定の運用に当たって、平成18年2月に林野庁から「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(以下「合法性ガイドライン」という。)」が発行され、平成18年4月以降、国等の機関においては、木材及び木材を原料とする製品等は合法性ガイドラインに準拠し、合法性の証明が担保されていることを確認した上で調達を行っています。(合法性は判断の基準、持続可能性は配慮事項)

グリーン購入法基本方針では、クリーンウッド法の施行を受け、合法性の証明を必要とする物品等の取扱いについて、平成30年2月閣議決定で一部変更を行っています。また、クリーンウッド法の対象となる木材及び物品においては、これまでグリーン購入法基本方針において合法性証明の対象となっていた間伐材についても、合法性の確認が必要になります。

物品・役務の対象分野・品目における合法性及び間伐材であることの確認については、以下のとおりです。なお、公共工事の対象品目についても、物品・役務と同様な考え方となっています。

分野・品目	CW法	事業者区分	合法性確認	間伐材であることの確認
紙類	対象	木材関連事業者	クリーンウッド法に則し ^{注1} 、合法性ガイドラインに準拠 ^{注2}	間伐材ガイドラインに準拠 ^{注3}
		上記以外	合法性ガイドラインに準拠	間伐材ガイドラインに準拠
オフィス家具等、ベッド	対象	木材関連事業者	クリーンウッド法に則し、合法性ガイドラインに準拠	間伐材であることの確認は必要 ^{注4}
		上記以外	合法性ガイドラインに準拠	間伐材であることの確認は必要
	対象外	—	合法性ガイドラインに準拠	間伐材であることの確認は必要

注1 第一種木材関連事業者はクリーンウッド法に則して合法性の確認を実施(国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(デューデリジェンス)の実施が必要)。第二種木材関連事業者はクリーンウッド法に則して合法性の確認に係る書類の確認を実施。

注2 合法性、持続可能性の確認は従前のとおり、合法性ガイドラインに準拠して実施。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度の活用も可能。

注3 間伐材ガイドラインとは、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン」を指す。紙の原料となる間伐材の確認は、従前のとおり間伐材ガイドラインに準拠して実施。

注4 従前より判断の基準に「間伐材であること」の条件があり、間伐材であることの確認が必要。間伐材であることの確認に当たっては、間伐材ガイドライン等が参考となる。

.....
【クリーンウッド法の詳しい情報については、下記を参照ください】

◆林野庁「クリーンウッド・ナビ」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

(6)原材料に鉄鋼が使用された物品の調達

○GX 推進戦略への対応

我が国では、令和5年2月10日の「GX 基本方針」閣議決定と「GX 推進法」「GX 脱炭素電源法」の成立により、「成長志向型カーボンプライシング構想」などの政策が具体化しました。これを実行するため、「GX 推進法」に基づき「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」が策定され、GX 実現にはグリーン製品市場の拡大とイノベーション促進が重要とされています。そのため、官民による低炭素製品の調達拡大に向け、グリーン購入法等で判断基準や算定方法の見直し・検討が行われることとされました。

令和7年2月18日に閣議決定された「GX2040ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」においては、「③GX 製品・サービスの積極調達」として、「政府が自ら率先して GX 製品をはじめとした先端的な環境物品・サービスを調達することは初期需要を創出する上で重要であり、グリーン購入法の2段階の判断の基準を活用するなどにより CFP や排出削減量に着目した指標をはじめとした評価指標の充実を図り、GX 製品等の積極的な調達を進めていく」旨が記載されています。

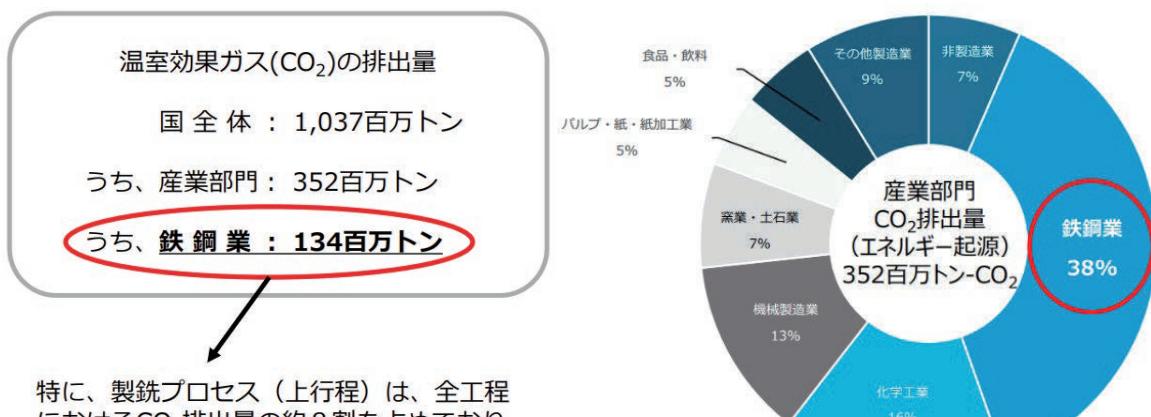
○原材料に鉄鋼が使用された物品の調達について

GX 推進戦略等を受けて、グリーン購入法においては、令和7年1月変更閣議決定の基本方針より、物品共通に適用されるものとして、「原材料に鉄鋼が使用された物品」に係る要件を2段階の判断の基準の基準値1として設定しました。

我が国の産業部門の CO₂ 排出のうち 38%(国全体の CO₂ 排出の 13%)を占める鉄鋼業において、CO₂ 排出量の削減は喫緊の課題ですが、鉄鋼生産においては、一足飛びの脱炭素化は困難であり、トランジション段階にある技術を導入することで最大限の排出削減を進めることができます。

このため、グリーン購入法基本方針において、国等の機関が率先して調達するものとして、製造時の CO₂ 排出量を従来の鉄鋼より大幅に削減した鉄鋼材料(GX スチール)を位置づけ、特定調達品目のうち、鉄鋼を使用した製品に係る要件を満たしたものは、共通の判断の基準の基準値1を満たすものとし、市場の転換を図るために調達を推進することとしました。

鉄鋼業の CO₂ 排出の現状



【詳しい情報は下記を参照ください】

◆一般社団法人日本鉄鋼連盟

<https://www.jisf.or.jp/business/ondanka/kouken/greensteel/>

2. 関連する環境施策・制度に関する情報

(1) エコマーク

エコマークは、様々な商品(製品およびサービス)の中で「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としています。



旧ロゴ 新ロゴ
2024年12月にロゴがリニューアルされました

制度の概要

公益財団法人日本環境協会が実施するエコマーク事業は、国際標準化機構の規格 ISO14020(環境ラベルおよび宣言・一般原則)および ISO14024(環境ラベルおよび宣言・タイプI環境ラベル表示・原則および手続き)に則って運営されています。エコマークは第三者機関によってラベルの使用が認められる日本で唯一のタイプI環境ラベルです。また、海外のタイプI環境ラベルを運営する機関と相互認証協定(MRA)を締結し、相互認証を推進しています。

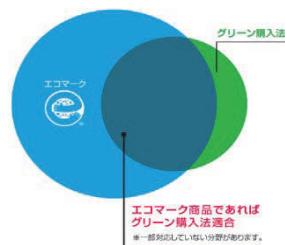
エコマーク認定基準はグリーン購入法の判断の基準の上位互換

エコマークの認定基準はグリーン購入法の判断の基準より多面的な項目を策定しており、同等以上の基準となっています。

このため、エコマークのついた製品・サービスがグリーン購入法の対象となっている場合は、グリーン購入法の基準を満たすこととなります。また、グリーン購入法の判断の基準等の改定に応じて、随時基準の整合が図られており、最新の対応表や認定商品を公開しています。

<対応表> https://www.ecomark.jp/pdf/green_eco.pdf

<認定商品検索> https://www.ecomark.jp/search/green_search.php



グリーン購入法の基本方針における活用

エコマークは第三者機関によって認定される信頼性の高いマークであり、グリーン購入法の判断の基準の上位互換であることから、下記の品目においてエコマーク認定商品であること(エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること)が判断の基準の選択肢のひとつとして規定されています。令和8年度の基本方針では、17分野140品目について、当該規定が記載されています。

エコマークを調達の際の参考にすることにより、容易にグリーン購入法の適合可否を判断できます。商品カタログなどの「エコマーク商品」アイコンを目印に購入することで、グリーン購入法適合が確認できます。

.....
【詳しい情報は下記を参照ください】

◆公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp/>

(2)認定プラスチック使用製品

認定プラスチック使用製品とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(資源循環促進法)における「プラスチック使用製品設計指針」に基づき、構造・材料・情報提供などの視点から「特に優れた設計」であると評価された製品を、主務大臣が認定する制度です。

認定プラスチック使用製品は、公共調達での優遇措置を享受でき、製品の普及・リサイクル促進に寄与するものです。

制度の仕組み

製造事業者等が設計指針への適合性を確認するために、指定調査機関に調査を申請、調査機関が報告し、所管大臣が認定します。認定された製品は、グリーン購入法における調達配慮の対象となり、公共調達や企業取引での需要が高まります。さらにリサイクル施設整備などの支援措置や国の公式情報発信による信頼性・認知度向上が得られることになります。

認定対象分野

- 清涼飲料用ペットボトル：容器清涼飲料用の PET ボトル
- 文具：クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダー
- 家庭用化粧品容器：シャンプー、リンス、ボディーソープ、ハンドソープ等
- 家庭用洗浄剤容器：洗濯用・台所用・住居用洗剤、柔軟剤等

分野別の認定基準

対象製品分野及び認定基準の概要は以下のとおりです。詳細は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の普及啓発ページ及び指定調査機関の公益財団法人廃棄物・3R研究財団及び一般財団法人ボーケン品質評価機構の HP を参照ください。

対象製品分野及び主な認定基準の概要

分野	対象製品	容器の種類・タイプ	主な基準の概要
清涼飲料用 ペットボトル 容器	清涼飲料用の PET ボトル	無菌／耐圧／耐熱 圧／耐熱の 4 タイ プ	PET 単一素材・無着色・印刷制限、軽量 化、再生材・バイオ素材の一定割合以上 使用(例:合計 15%*以上)
文具	クリアーホルダー、 クリアーファイル、 バインダー等	—	減量化(20%以上)、素材代替、単一素 材化、再生材・バイオ素材の一定割合使 用(例:プレ 40%／ポスト 20%、バイオ 10%)、3R など
家庭用 化粧品容器	シャンプー、リン ス、ボディーウオッ シュー、ハンドソープ 等	本体容器／ボトル 容器／フィルム容器	詰替え・付替え可能、3R(原単位(g/ml) 上限、再生材・バイオ素材の割合、分解・ 分別容易性など)
家庭用 洗浄剤容器	洗濯用・台所用・住 居用洗剤、柔軟仕 上げ剤、食洗器用 洗剤等	本体容器(詰替え・ 付替え有／無)／ボ トル等容器／フィル ム容器	3R、減量化(原単位(g/ml)基準、Job 単位(g/job)基準)、再生材の一定割合 以上(例:25%以上)など

※グリーン購入法の役務(小売業務、飲料自動販売機設置)において取り扱う場合の基準値は再生プラスチックの合計で 30%以上としている。

【詳しい情報は下記を参照ください】

関連法令・手引き等 | プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)の普及啓発ページ
対象となる製品分野および認定基準 | 公益財団法人 廃棄物・3R研究財団
プラスチック設計認定 - BOKEN 設計認定申請制度の指定調査機関

(3)カーボンフットプリント

カーボンフットプリント(CFP)とは?

商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO₂量に換算して、当該商品・サービス等の単位で見える化する仕組みです。

カーボンフットプリント(CFP)算定の目的

消費者は、ライフサイクル全体のCO₂排出を自覚することでCO₂排出削減へ一歩前進し、最終的にはCO₂排出量も考慮した製品等の購入につながる

事業者は、CO₂排出量の削減ポイントを把握することで一層のCO₂排出削減が可能となり、より低いCFP表示に向けた自らの削減努力を促す効果も期待

カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)

製品単位の温室効果ガス排出量算定を行う事業者等を対象に、CFP算定の取組指針を示し、算定の取組を促すことを目指すため、ISO 14067:2018等の国際的な基準に整合しつつ、用途に応じたCFP算定に取り組む上で必要な対応や考え方、実施方法を解説した「カーボンフットプリント ガイドライン」(経済産業省・環境省)が令和5年5月に策定されました。また、「カーボンフットプリント ガイドライン(別冊) CFP実践ガイド」では、CFPガイドライン第2部の「基礎要件」を満たすCFPの算定方法、表示・開示方法や排出削減の検討方法について解説しています。

「カーボンフットプリント ガイドライン」については、グリーン購入法の特定調達品目に該当する製品を上市する業界・事業者等においても、CFPの算定・開示の取組のため活用されることが期待されます。

参照:「カーボンフットプリント ガイドライン」及び関連資料は下記URLに掲載

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_footprint/20230331_report.html

グリーン購入法における対応

令和5年2月閣議決定の基本方針より、CFPやEPD(環境製品宣言)等の環境ラベル、ISOに準拠した自己適合宣言等により定量的環境情報が開示された製品等及びカーボン・オフセットされた製品等に係る判断の基準等を設定しました。当面は、定量的環境情報が開示された製品等が市場にある品目について、判断の基準又は配慮事項としての設定を行い、現段階において定量的環境情報が開示された製品等が市場にない品目についても、温室効果ガスの見える化、さらにカーボン・オフセットの活用を促進する観点から、原則として当該品目に係る配慮事項としての設定を行うこととしています。

判断の基準として設定する場合には、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、2段階の上位基準である「基準値1」として設定し、現行の判断の基準(基準値2)を満たし、かつ「カーボンフットプリントを算定した製品等」であることを要件とすることとし、品目ごとに判断の基準等への設定可能性を検討し、順次基本方針に反映しています。

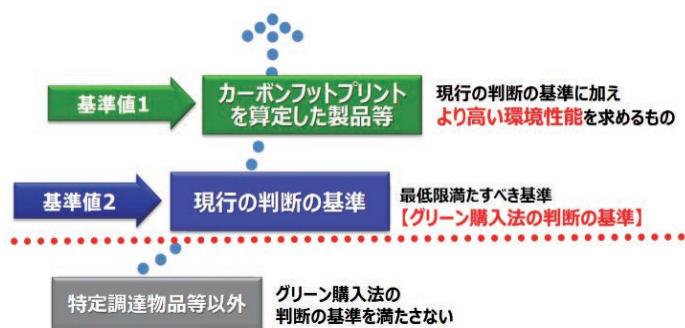


図:CFPを算定した製品等の基準値1への適用イメージ

CFP の算定・開示に当たっての考え方

グリーン購入法では、以下の 3 つを定量的環境情報の算定及び開示に当たっての考え方として整理しています。開示情報は、第三者機関による妥当性確認及び検証がされていることが望ましいものの、算定・検証に係る環境が整うまで、当面は自己宣言でよいこととしています。

- ① CFP(ISO14067¹)、LCA(ISO14040²及びISO 14044³)、経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン等に整合した温室効果ガス排出量の算定方法(PCR 等)に基づき温室効果ガス排出量を算定していること
- ② 上記①のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を適切な方法(製品への表示、同梱される印刷物、取扱説明書、ウェブサイト等)により開示していること
- ③ 定量的環境情報の算定及び開示を推奨するとともに、温室効果ガス排出量の見える化を図り、製造事業者等のインセンティブとすること

令和8年度の基本方針における設定状況は下表のとおりです。

CFP 又はカーボン・オフセット設定品目一覧(令和8年1月閣議決定)

分野又は品目	カーボンフットプリント	カーボン・オフセット
紙類(トイレットペーパー、ティッシュペーパー)	配慮事項	—
文具類	配慮事項	—
オフィス家具等	配慮事項	配慮事項
コピー機等 3 品目	2 段階の「基準値1」	配慮事項
プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ	配慮事項	—
カートリッジ等	配慮事項	—
プロジェクタ	配慮事項	—
シュレッダー	配慮事項	—
一次電池又は小形充電式電池	配慮事項	—
携帯電話、PHS、スマートフォン	配慮事項	—
テレビジョン受信機	配慮事項	—
電子レンジ	配慮事項	—
電気便座	配慮事項	—
ストーブ	配慮事項	—
温水器等4品目	配慮事項	—
LED 照明器具、LED を光源とした内照式表示灯、電球形 LED ランプ	配慮事項	配慮事項
乗用車用タイヤ	配慮事項	—
消火器	配慮事項	—
タイルカーペット	2 段階の「基準値1」	配慮事項
ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん	配慮事項	—
カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド、毛布、ふとん、マットレス、作業手袋、集会用テント、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ	配慮事項	—
太陽熱利用システム	配慮事項	—
印刷	判断の基準の一部	判断の基準の一部
飲料自動販売機設置	配慮事項	—
プラスチック製ごみ袋	配慮事項	—

*原材料に鉄鋼が使用された物品については、共通の判断の基準(基準値1)として鉄鋼のカーボンフットプリントの算定・開示の要件が設定されている。

¹ ISO 14067:温室効果ガス－製品のカーボンフットプリント－定量化の要件とガイドライン

² ISO 14040:環境マネジメント－ライフサイクルアセスメント－原則及び枠組み

³ ISO 14044:環境マネジメント－ライフサイクルアセスメント－要求事項及び指針

(4) SuMPO 環境ラベルプログラム

SuMPO 環境ラベルプログラムとは？

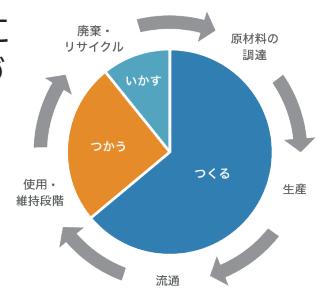
多様な環境領域を評価するタイプIII環境宣言（EPD）と地球温暖化負荷のみを対象とした、CFP宣言を統合し、データ収集から宣言の登録公開までのプロセスを共通化し、どちらの宣言にも対応できるよう運用されている制度。

「統合版エコリーフ環境ラベルプログラム」は、「エコリーフ環境ラベル」と「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」を統合し、2017年4月より「JEMAI環境ラベルプログラム」として運用を開始。また、2022年4月より「SuMPO環境ラベルプログラム」と名称変更している。なお、「エコリーフ」は2024年4月に「SuMPO EPD」へと名称変更している。

プログラムの概要

信頼性・透明性を確保した算定方法に基づく製品のライフサイクル全体にわたる定量的環境情報をLCA手法を用いて見える化し、その情報に基づく、提供者（事業者）と利用者（消費者等）との間でその削減努力のための相互理解、コミュニケーションを促進します。

事業者においては、さらなる削減行動を実施し、社会的責任を果たすこと、消費者においては、自らの生活スタイルの変革を行い、これを通じて環境負荷の低減を図ることを目的とします。



プログラムの基本構造

本プログラムには、①製品種別の算定と宣言の基本ルールである製品カテゴリールール（PCR:Product Category Rule）の策定・認定・公開②個別の製品に対する算定結果および宣言の検証（個品別検証とシステム認証）③宣言の登録公開の基本構造が設けられ、各構造には基準あるいは手順等が規定され運営されています。宣言には複数の環境側面を対象としたタイプIII環境宣言（EPD）を行うSuMPO EPDと、地球温暖化負荷のみを対象としCFP宣言を行うカーボンフットプリント（Carbon Footprint of Products）の2種類があり、事業者がいずれかを選択します。

宣言の種類	SuMPO EPD(旧エコリーフ)	CFP(Carbon Footprint of Products)
ラベル		
対象影響領域	複数(3つ以上を開示) 例・気候変動・酸性化 ・富栄養化・資源消費 等	単一:気候変動のみ
準拠する国際規格	ISO 14025:2006 (環境ラベルおよび宣言－タイプIII環境宣言－原則および手順)	ISO/TS 14067:2013 (製品のカーボンフットプリント－算定およびコミュニケーションにかかる要求手法および指針－)
特徴	・気候変動情報を含め包括的に製品ライフサイクルを評価 ・海外におけるマルチクライテリア(複数影響領域)のニーズに対応	最も注目される地球温暖化へのインパクトに対応し、簡潔なコミュニケーションを重視

【詳しい情報は下記を参照ください】

◆SuMPO環境ラベルプログラム <https://ecoleaf-label.jp/>

(5)カーボン・オフセット

カーボン・オフセットとは？

- ① 市民、企業等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、
- ② 主体的にこれを削減する努力を行うとともに、
- ③ 削減が困難な部分の排出量を把握し、
- ④ 他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等(クレジット)の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、③の排出量の全部又は一部を埋め合わせること

カーボン・オフセットの目的・効果

- ・ 市民・企業等による主体的な温室効果ガス排出削減活動の促進ができる
- ・ 温室効果ガスの排出がコストであるという認識を経済社会に組み込み、ライフスタイルや事業活動の低炭素型へのシフトが期待できる
- ・ 国内外の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトへの資金調達につながる
- ・ 地域における投資促進・雇用確保等による地域活性化へ貢献できる

グリーン購入法におけるカーボン・オフセットの活用

令和3年10月閣議決定の地球温暖化対策計画等において、カーボンニュートラルを目指すための分野横断的な施策としてJクレジット制度の活性化が位置付けられ、グリーン購入法に基づく国の率先的取組として、カーボン・オフセットされた製品を含む環境物品等の率先的調達を行うことが掲げられたことを受け、グリーン購入法におけるカーボン・オフセットされた製品等の要件として、以下の4つを整理しました。

- ① カーボン・オフセットされた製品等として市場に供給されていること
- ② 認証されたクレジット(J-クレジットなど)によりオフセットされていること
- ③ 第三者機関により製品等のライフサイクル全体の温室効果ガス排出量の検証等を受けるとともに、温室効果ガス排出全量がオフセットされていること
- ④ オフセットされた製品等については、当該品目に設定されている判断の基準の一部又は全部を満たすものとして取り扱う
 - 一部の場合の例としては、使用段階におけるエネルギー削減に適用する等を想定

カーボン・オフセットされた製品等の上市を促すためには、前提として当該製品のカーボンフットプリント(CFP)が算定されていることが必要であるため、グリーン購入法基本方針において、CFPが算定・開示された製品等に係る判断の基準等の設定を順次行っているところです(CFPについては、「(2)カーボンフットプリント」を参照)。今後もCFPやカーボン・オフセットの活性化、クレジットの更なる活用を図るため、対象品目の拡大に向けた方策を検討することとしています。

グリーン購入法においては、カーボン・オフセットされた製品に適用可能なクレジットは、我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるクレジット(ベースライン&クレジット制度⁴に該当)を対象とします。

⁴太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の排出量及び炭素吸収・炭素除去量の見通し(ベースライン排出量等)と実際の排出量等(プロジェクト排出量等)の差分について、MRV(測定・報告・検証)を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したものを指す。カーボン・クレジット購入者はカーボン・オフセットに代表される自主的な活用や、カーボン・クレジットの種類によっては公的制度への活用も可能。カーボン・クレジット創出者は、カーボン・クレジット販売収益を得ることができるため、排出削減・炭素吸収・炭素除去に対するインセンティブメカニズムの一つと考えることができる。詳細はカーボン・クレジット・レポート<2022年6月発行>を参照。

2 参考資料

カーボン・オフセットに活用できる制度

グリーン購入法におけるカーボン・オフセットされた製品に活用可能なクレジットは、J-クレジット、地域版J-クレジット、二国間クレジット(JCM)とし、今後対象を拡大することを検討します。

<J クレジット制度>

J-クレジット制度とは温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。国内クレジット制度とオフセット・クレジット(J-VER)制度を統合した制度で、国が運営しています。

J-クレジット制度における取引には、運営する国、J-クレジットの創出者と購入者、プロバイダーが関与しています。J-クレジット創出者となる企業・機関がクレジットを発行し、そのクレジットを購入者として企業・機関が購入する仕組みです。また、創出者のクレジット発行を支援する事業者はJ-クレジット・プロバイダーとして、クレジットの創出および活用を支援する役割を担います。

本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。

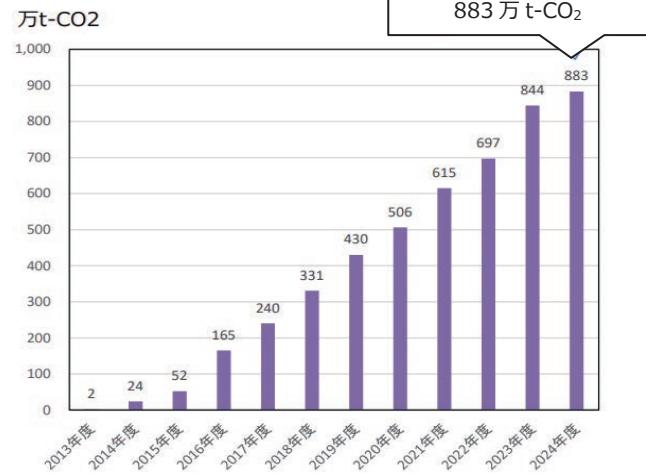


<地域版 J クレジット制度>

現在運営中のクレジットは、新潟県版J-クレジット制度、高知県版J-クレジット制度があります。

<JCM:二国間クレジット制度>

途上国等への優れた脱炭素技術、製品、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、日本のNDC(国が決定する貢献)の達成等に活用すること、及び地球規模での排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約及びパリ協定の目的に貢献することを目指す制度です。



J-クレジット制度クレジット認証量（移行除外）
図及び資料:J クレジット制度より

【詳しい情報は下記を参照ください】

◆J-クレジットHP

<https://japancredit.go.jp/index.html>

環境省 大臣官房環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館25階

E-mail : gpl@env.go.jp

電話 : 03-5521-8229

ホームページ : <https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/index.html>

リサイクル適性 

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示

この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。